

令和2年壮警町議会第2回定例会を、次のとおり招集する。

令和2年5月29日

壮警町長 田 鍋 敏 也

記

1 期 日 令和2年6月11日

2 場 所 壮警町役場 大会議室

3 付議事件（予定）

- (1) 農業委員会委員の任命について
- (2) 農業委員会委員の任命について
- (3) 農業委員会委員の任命について
- (4) 農業委員会委員の任命について
- (5) 農業委員会委員の任命について
- (6) 農業委員会委員の任命について
- (7) 農業委員会委員の任命について
- (8) 農業委員会委員の任命について
- (9) 専決処分の承認を求めることについて
- (10) 壮警町特定公共賃貸住宅設置及び管理条例及びママと考えた子育て応援住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
- (11) 壮警町税条例の一部を改正する条例の制定について
- (12) 壮警町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- (13) 壮警町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- (14) 令和2年度壮警町一般会計補正予算（第3号）について
- (15) 令和2年度壮警町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- (16) 令和2年度壮警町集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- (17) 令和元年度壮警町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- (18) 選挙管理委員及び同補充員の選挙について

○応招議員（9名）

1番 菊地敏法君

3番 佐藤忞君

5番 山本勲君

7番 毛利爾君

9番 長内伸一君

2番 松本勉君

4番 加藤正志君

6番 真鍋盛男君

8番 森太郎君

○不応招議員（0名）

令和2年壮瞥町議会第2回定例会会議録

○議事日程（第1号）

令和2年6月11日（木曜日） 午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 議案第37号ないし議案第52号及び報告第1号について
（提案理由説明・議案内容説明）
- 日程第 6 一般質問

○出席議員（9名）

1番	菊地敏法君	2番	松本勉君
3番	佐藤恣君	4番	加藤正志君
5番	山本勲君	6番	真鍋盛男君
7番	毛利爾君	8番	森太郎君
9番	長内伸一君		

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町長	田鍋敏也君
副町長	黒崎嘉方君
教育長	谷坂常年君
会計管理者	阿部正一君

税務会計課長	
総務課長	庵匡君
企画財政課長	上名正樹君
住民福祉課長	齊藤英俊君
商工観光課長	三松靖志君
産業振興課長	木下薫君
建設課長	澤井智明君
生涯学習課長	河野圭君
選管書記長(兼)	庵匡君
農委事務局長	齋藤誠士君
監委事務局長(兼)	小林一也君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	小林一也君
------	-------

◎開会の宣告

○議長（長内伸一君） ただいまから令和2年壮瞥町議会第2回定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（長内伸一君） 直ちに本日の会議を開きます。
（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（長内伸一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長内伸一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において

3番 佐藤 恣君 4番 加藤正志君

を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（長内伸一君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月12日までの2日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月12日までの2日間と決しました。

◎諸般の報告

○議長（長内伸一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会一般、監査委員からの例月出納検査結果報告、各団体からの陳情、要望等、広域連合、行政事務組合議会等報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。

今期定例会の付議事件は、議案16件、報告1件であります。

以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（長内伸一君） 日程第4、行政報告を行います。

町長。

○町長（田鍋敏也君） 令和2年第1回定例会以降における町政の主なものについてご報告申し上げます。

最初に、お手元に第1回定例会以降における工事発注一覧表を配付しておりますので、ご照覧ください。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策に伴う本町の動向についてご報告申し上げます。政府は、3月26日、新型インフルエンザ等特別措置法附則第1条の2第1項及び第2項の規定により読み替えて適用する第15条第1項に基づく政府対策本部を設置し、4月7日には同法第32条第1項に基づく緊急事態宣言を発出したことを受け、同日本町においても壮警町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置しております。4月16日には、緊急事態措置の対象が全都道府県に拡大され、状況はより一層深刻化しましたが、これまでのところ本町では学校の休業やイベントの中止や延期、公共施設の休館などといった行動自粛に町民の皆様のご理解とご協力を得られたことなどから、現段階では感染者は確認されておらず、5月25日には政府の緊急事態宣言が解除されましたが、町といたしましては引き続き気を緩めることなく感染防止対策の徹底に取り組んでまいり所存です。一方で、入国規制や外出自粛要請等により観光業、飲食業等を中心に地域経済は甚大な影響を受けております。そのため町では、これまで情報の収集や関係機関との連携強化、国会議員、北海道への要望活動等を行ってまいりました。また、国の支援施策や地方創生臨時交付金等の有利な財源を活用したより実効性のある生活支援、緊急経済対策に取り組んできたところであります。

次に、その具体的な内容をご報告申し上げます。町民の皆様の不安を解消するため、1人当たり10万円が支給される国の特別定額給付金については、全庁的な体制で5月末現在で88.3%の世帯の交付を完了しており、他市町村と比較しても早いペースで迅速、正確に事務を進めたところであり、子育て世帯への臨時特別給付金につきましても6月中の支給に向け、順調に事務処理を進めているところであります。また、町独自の緊急対策につきましても町内事業者の支援を目的とした商工会に補助金を交付する商工業振興緊急対策事業、町内医療機関や福祉施設を対象にマスクや消毒液等の購入費を助成する感染症防止対策事業、宿泊、飲食等の観光事業者を対象とした上下水道料の減免、収入減少者等を対象とした町営住宅家賃の減免等も進めております。そのほかにも緊急雇用対策として会計年度任用職員の採用、町内飲食事業者の経済支援として町職員等による弁当購入事業、町内事業者が国や道の経済支援策を円滑に受けられるよう商工会と連携した情報収集、提供活動、納税猶予や軽減措置制度について広報等を通じた分かりやすい情報提供等、切れ目のない対策を実施しているところであります。

以上のとおり、これまでの本町の取組経過についてご報告申し上げましたが、今後も影響の長期化が懸念されることから、厳しい財政状況ではありますが、引き続き迅速かつ的確に有効な施策を講じ、これまで経験したことのないこの重大な局面を町民の皆様とともに心を一つにして乗り越えていく所存でおりますので、議員の皆様にはご理解とご協力を

賜りますようお願い申し上げます。

なお、例年実施しております中学生フィンランド国派遣事業につきましては、教育委員会において本年度は延期し、来年度同時期に2学年合同で実施することとしておりますので、この件につきましてもご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、令和2年第1回定例会以降における町政の主なものについてのご報告といたします。

○議長（長内伸一君） これにて行政報告を終結いたします。

◎議案第37号ないし議案第52号及び報告第1号

○議長（長内伸一君） 日程第5、議案第37号ないし議案第52号及び報告第1号を議題といたします。

理事者から提案理由及び内容について説明を求めます。議案第37号から44号、農業委員会委員の任命について。

町長。

○町長（田鍋敏也君） 令和2年第2回定例会に当たり提出いたします議件は、議案第37号から議案第52号までの16件、報告1件の合計17件であります。

この提出議案のうち、人事案件についてご説明を申し上げます。議案第37号から議案第44号につきましては、農業委員会委員の任命についてでありますので、一括して説明させていただきます。

現在の委員につきましては、令和2年7月19日をもって任期満了となることから、下記の者を農業委員会農業委員に任命したく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

このたびの農業委員会委員の任命に当たりましては、農業委員会委員の募集を2月3日から3月2日までの間で実施したところ、地区または団体の推薦による方が6名、自薦と個人推薦によるそれぞれ1名と定数8名に対して8名の応募がありました。応募のありました委員につきましては、4月28日に開催された壮瞥町農業委員候補者評価委員会で審査した結果、8名全員を適任と選定した旨の報告があり、この8名について提案するものであります。

議案第37号、壮瞥町字幸内124番地3、南和孝氏、議案第38号、壮瞥町字滝之町402番地、岩倉賢一氏、議案第39号、壮瞥町字滝之町353番地、堀口英男氏、議案第40号、壮瞥町字立香189番地、松本敏春氏、議案第41号、壮瞥町字立香40番地、清水俊一氏、議案第42号、壮瞥町字東湖畔87番地、佐藤慶太氏、議案第43号、壮瞥町字滝之町450番地、岩倉隆氏、以上7名はいずれも認定農業者で、南和孝氏、堀口英男氏、松本敏春氏、清水俊一氏、岩倉隆氏はこれまで農業委員を務めている方々であります。議案第44号、壮瞥町字滝之町416番地21、畠山恵美子氏、農業者ではございませんが、民生委員として町民の暮らしを支えるとともに、平成29年7月から農業委員も務められており、地域事情等

に識見を有する方であります。このたび提案いたしました8名の方々につきましては、当町の農業委員会委員として適任と判断しておりますので、議員各位のご同意を賜りますようお願い申し上げます。

なお、別に履歴書を配付しておりますので、後ほどご照覧ください。

以上、提案説明といたします。よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（長内伸一君） 続いて、議案第45号から52号、報告第1号について。

副町長。

○副町長（黒崎嘉方君） それでは、引き続き提出議案について説明させていただきます。

議案第45号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求め。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

令和2年度壮瞥町一般会計補正予算（第2号）について。

令和2年度壮瞥町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額38億6,036万8,000円に歳入歳出それぞれ465万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億6,502万7,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

専決処分の日付は、令和2年5月1日となります。

事項別明細書、歳出から説明させていただきます。14ページになります。農林水産業費、林業費、林業振興費で80万円の追加となります。森林環境譲与税関係になりますが、林道駒別線について4月下旬の降雨で雨水が流れ、側溝に土砂等が堆積し、閉塞したことにより路面の洗掘等の被害が発生し、森林管理のための通行に支障があることや今後の降雨等でさらなる被害の拡大のおそれもあることから、早急な修繕を行うものであります。なお、当該修繕には森林環境譲与税基金を充当するものであります。

新型コロナウイルス感染症対策費、新型コロナウイルス感染症対策費、新型コロナウイルス感染症衛生対策費で385万9,000円の追加となります。感染症防止緊急対策事業になりますが、4月30日に北海道知事、札幌市長、北海道市長会長、北海道町村会長の連名による都市封鎖に相当する行動自粛を求める緊急メッセージが発出されたことを踏まえ、大型連休を直前に控え、逼迫した状況を重く受け止め、利用休止としていた壮瞥公園や船揚げ施設、仲洞爺キャンプ場の3つの野外施設について多くの観光客等が立ち入って密集状態を発生させることのないよう、施設周辺の町道や湖畔等に緊急的に立入禁止表示及びバリケード設置等の対策を講ずるものであります。

歳入では、繰入金、基金繰入金、森林環境譲与税基金繰入金で 80 万円、財政調整基金繰入金で 385 万 9,000 円となります。

第 1 表、歳入歳出予算補正については、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略します。

議案第 46 号 壮警町特定公共賃貸住宅設置及び管理条例及びママと考えた子育て応援住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について。

壮警町特定公共賃貸住宅設置及び管理条例及びママと考えた子育て応援住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

本件につきましては、壮警町特定公共賃貸住宅設置及び管理条例とママと考えた子育て応援住宅設置及び管理条例にこれまで規定していなかった家賃等の減免または徴収猶予に係る規定を新たに追加するものであります。

条例の内容であります。それぞれの条例に町長が入居者について疾病や災害等の特別の事情があると認めた場合は家賃等を減免または徴収猶予をすることができるとした規定を追加しております。

また、附則で、この条例は、公布の日から施行することとしております。

なお、別に新旧対照表を配付しておりますので、後ほどご照覧ください。

議案第 47 号 壮警町税条例の一部を改正する条例の制定について。

壮警町税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

本件につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が及ぼす納税者の経済的な影響を緩和するため、地方税法等の一部を改正する法律が令和 2 年 4 月 30 日に公布、施行されたことに伴い、壮警町税条例の一部を改正する条例を制定するものであります。

条例の内容であります。第 1 条では令和 3 年度における中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置、先端設備等に対する固定資産税の特例措置の拡充等を規定するとともに、軽自動車税環境性能割の軽減特例措置の延長、さらには徴収猶予の特例に係る手続について規定しています。

また、第 2 条では、地方税法等の一部を改正する法律に基づき条文の整備を行うとともに、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除や住宅借入金等特別税額控除の特例について規定しております。

さらに、附則で、この条例は、公布の日から施行することとしておりますが、第 2 条の規定については令和 3 年 1 月 1 日から施行することとしています。

なお、別に新旧対照表を配付しておりますので、後ほどご照覧ください。

議案第 48 号 壮警町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

壮警町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

本件につきましては、情報通信技術の活用による行政手続の利便性や簡素化、効率化を図る目的で行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が情報通信技術を活用

した行政の推進等に関する法律に改称、改正されたことに伴い、壮警町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を制定するものであります。

条例の内容であります。関係条文について法律の改称等に伴う条文の整備を行うものであります。

また、附則で、この条例は、公布の日から施行することとしております。

なお、別に新旧対照表を配付しておりますので、後ほどご照覧ください。

議案第 49 号 壮警町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

壮警町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

本件につきましては、壮警町国民健康保険税条例第 25 条に規定する保険税の減免について減免の理由が消滅した場合の申告規定を追加するとともに、土地基本法等の一部を改正する法律の公布、施行等に伴い、壮警町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定するものであります。

条例の内容であります。壮警町国民健康保険税条例第 25 条に規定する保険税の減免について減免の理由が消滅した場合において町長に申告すべき旨の規定を追加するとともに、土地基本法等の一部を改正する法律の公布、施行により所有期間が5年を超える都市計画区域内の低未利用土地等を譲渡した場合の所得の特別控除の規定が追加されたことに伴い、附則の条文を整備するものであります。

また、附則で、この条例は、公布の日から施行することとしていますが、附則第 4 項及び第 5 項の改正規定は、土地基本法等の一部を改正する法律附則第 1 項第 1 号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日から施行することとしております。

なお、別に新旧対照表を配付しておりますので、後ほどご照覧ください。

議案第 50 号 令和 2 年度壮警町一般会計補正予算（第 3 号）について。

令和 2 年度壮警町一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 38 億 6,502 万 7,000 円に歳入歳出それぞれ 6,945 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 39 億 3,447 万 9,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 2 条、地方債の追加及び変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

事項別明細書、歳出から説明します。31 ページになります。総務費、総務管理費、防災諸費及び財産管理費では財源区分の変更で、ふるさと応援寄附金の充実に伴う整理となります。

企画費、企画費で 52 万 5,000 円の追加となります。行政情報システム運用管理事業になりますが、新たに採用する地域おこし協力隊及び職員予備用のパソコンを合計 5 台購入するものであります。

民生費、児童福祉費、児童措置費では財源区分の変更で、ふるさと応援寄附金の充実に

伴う整理となります。

衛生費、保健衛生費、温泉管理費で 220 万円の追加となります。地熱エネルギー維持管理経費になりますが、弁景温泉の給湯管路周辺の弁景川右岸線の法面浸食が進行しているため、植生土のうにより崩落を防止する修繕料として 30 万円を追加するとともに、蟠溪ミックスタンプに異音が発生し、調査、診断の結果、交換する必要があることから、ポンプ取替え工事費に 190 万円を追加するものであります。

32 ページになります。農林水産業費、農業費、農業委員会費で 101 万 5,000 円の減額となります。農業委員会活動促進事業及び農業委員会一般になりますが、4 月に実施を予定していた農業委員の道外視察について新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により今年度中の実施を見込めないことから、委員の費用弁償と職員の普通旅費を減額するものであります。

農業振興費で 248 万円の追加となります。環境保全型農業直接支援対策事業になりますが、事業の推進や事業実施主体の指導等に要する事務的経費について国費の割当て内示があったため 2 万 1,000 円を計上するとともに、畑作構造転換事業では生産者が実施する小豆の省力栽培技術やてん菜の生産性向上技術導入の取組について国費の割当て内示があったため 245 万 9,000 円を計上するものであります。また、財源区分の変更になりますが、堆肥センター運営事業についてふるさと応援寄附金 380 万円の充当に伴う整理をするものであります。

次に、農地費では 34 万 5,000 円の追加となります。農地一般事業になりますが、下立香地区の農業用排水路の一部について経年劣化による傾斜、変形等が進行しているため、営農用水の利用に支障が生じないように修繕料 30 万円を計上するものであります。さらに、多面的機能支払事業になりますが、事業の推進や事業実施主体の指導等に要する事務的経費について国費の割当て内示があったので、普通旅費や消耗品費等について 4 万 5,000 円を計上するものであります。

林業費、林業振興費で 290 万円の追加となります。森林環境譲与税関係になりますが、林道駒別線について経年により道路に高低差が生じ、側溝やその周辺に雨水排水が滞留する箇所があり、このまま放置すると当該箇所は盛土により整備した箇所でもあり、雨水等の浸透により大規模な道路崩壊のおそれがあることから、排水整備工事を実施し、今後の森林管理の計画的な推進に資するものであります。なお、当該工事については、森林環境譲与税基金を充当するものであります。

商工費、商工費、観光費では財源区分の変更で、観光施設維持管理事業についてふるさと応援寄附金 360 万円の充当に伴う整理をするるとともに、昭和新山国際雪合戦事業についてふるさと応援寄附金 40 万円を充当し、地方債を 40 万円減額する整理をするものであります。

土木費、道路橋梁費、道路橋梁維持費で 600 万円の追加となります。道路橋梁維持経費になりますが、道路維持管理事業に役立てるよう指定寄附金をいただき、地域振興基金に

積み立てていた財源を活用して町道昭和新山線の昭和新山地区入り口付近の逆走車両の防止に向けた進行方向の視認性改善対策や町道暁線の縦断管ます蓋、町道滝之町中島5号線の雨水ますの修繕等、公共性や利用頻度が高い町道の修繕等を既決予算と合わせ、緊急性や優先順位等を考慮した上で実施するものであります。

33ページになります。下水道費、下水道費で230万円の追加となります。集落排水事業特別会計繰出金になりますが、集落排水事業特別会計の補正に伴う繰出金の整理となります。

教育費、高等学校費、地域農業科実習費では財源区分の変更で、ふるさと応援寄附金の充実に伴う整理となります。

社会教育費、交流センター費で211万円の追加となります。地域交流センター管理経費になりますが、地域交流センター図書室の蔵書管理や図書の貸出し、図書資料の整備等の業務を補完するため、会計年度任用職員の雇用に要する経費を計上するものであります。

34ページになります。新型コロナウイルス感染症対策費、新型コロナウイルス感染症対策費、新型コロナウイルス感染症衛生対策費で1,356万2,000円の追加となります。感染症防止緊急対策事業になりますが、避難施設内の衛生環境の確保等を目的に段ボールベッド80セット及び段ボール製簡易間仕切り20セットの購入に要する消耗品費294万円を計上するとともに、町有バスの購入費になりますが、輸送能力の向上と密集軽減を図ることなどを目的に更新することとして自動車購入費935万円をはじめ、手数料や自動車損害保険料、自動車重量税で合計960万円を計上するものであります。さらに、空調機器購入費102万2,000円につきましては、そうべつ子どもセンターや保健センターの衛生環境の向上を図るため、空気循環式紫外線清浄機4台及びフロア扇風機2台の購入に要する経費を計上するものであります。なお、令和2年度壮警町一般会計補正予算第1号及び同第2号で計上した衛生対策費について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充実に伴う財源区分の整理を行っております。

次に、新型コロナウイルス感染症経済対策費で409万5,000円の追加となります。初めに、地域農産物供給力強化事業になりますが、新たな生活様式の実践等の行動変容により外食需要の減少等変貌する農産物ニーズに対応した多様な生産、供給体制を構築するため、作物生産に不可欠な水資源の安定確保に向けて農業用水取水施設調査委託料210万円を計上するものであります。簡易水道事業特別会計繰出金で97万円になりますが、町内事業者に係る水道使用料の減免によるものであります。集落排水事業特別会計繰出金になりますが、集落排水事業繰り出し分で4万円、管理型浄化槽事業繰り出し分で9万円の合計13万円になりますが、町内事業者に係る下水道使用料及び浄化槽使用料の減免によるものであります。さらに、学校給食運営事業になりますが、学校臨時休業中の給食食材費に係る対応として学校給食事業委託料で89万5,000円を計上するものであります。なお、令和2年度壮警町一般会計補正予算第1号で措置した経済対策費について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充実に伴う財源区分の整理を行っております。

次に、このたび新設した目となりますが、新型コロナウイルス感染症教育対策費で3,395万円の追加となります。初めに、生涯学習推進事業になりますが、地域交流センター図書室の蔵書の充実を図るため、図書購入費30万円を計上するものであります。さらに、GIGAスクール構想加速化事業になりますが、先端技術を活用したICT教育環境の早期の充実を図るため、町内各学校に無線LAN等の整備をするとともに、児童生徒や教職員用のタブレット端末274台、可搬型通信機器20台の整備に要する経費、合計で3,365万円を計上するものであります。

29ページになります。歳入では、国庫支出金、国庫補助金、教育費補助金で1,570万円の追加となります。先端技術を活用したICT教育環境の整備に係る公立学校情報機器整備費補助金等の国庫補助金であります。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で4,363万8,000円の追加となります。国が新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図る目的で創設した臨時交付金であります。

道支出金、道補助金、農林水産業費補助金で271万6,000円の追加となります。北海道環境保全型農業直接支援対策事業補助金、多面的機能支払交付金及び畑作構造転換事業補助金となります。

繰入金、基金繰入金、国際交流基金繰入金で320万円の減額となります。中学生フィンランド国派遣事業になりますが、ふるさと応援寄附金の充当による整理となります。

地域振興基金繰入金で600万円の追加となります。道路橋梁維持経費に充当するものであります。

森林環境譲与税基金繰入金で290万円の追加となります。森林環境譲与税関係で実施する林道の工事請負費に充当するものであります。

財政調整基金繰入金では3,078万4,000円の減額で、一般財源の調整となります。

ふるさと応援基金繰入金で2,340万9,000円の追加となります。寄附者が指定した各事業に充当するものとなりますが、内訳を説明しますと防災諸費一般経費に100万円、公共施設管理事業に60万円、保育及び子育て環境整備事業に750万円、堆肥センター運営事業に380万円、観光施設維持管理事業に360万円、昭和新山国際雪合戦事業に40万円、地域農業科実習運営事業に330万9,000円、中学生フィンランド国派遣事業に320万円であります。

30ページになります。諸収入、雑入、雑入で7万3,000円の追加となります。学校臨時休業中の給食食材費に係る学校臨時休業対策費補助金であります。

町債、町債、商工債で40万円の減額となります。

教育債で940万円の追加となります。

35ページからの給与費明細書につきましては、後ほどご照覧いただきたいと思います。第1表、歳入歳出予算補正については、説明した内容の再掲でありますので、説明は省

略します。

26 ページになります。第 2 表、地方債補正では、教育用ネットワーク環境整備事業で限度額 940 万円の追加となります。利率は 5 %以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率）、償還の方法は、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮しもしくは繰上償還または低利債に借換えすることができる。

また、次の昭和山国際雪合戦事業では、限度額 720 万円を限度額 680 万円に変更するものであります。

議案第 51 号 令和 2 年度壮警町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について。

令和 2 年度壮警町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は「第 1 表 歳入予算補正」による。

事項別明細書、歳出から説明します。41 ページになります。当該補正予算は、歳入予算の補正になりますが、関連がありますので、歳出から説明します。公債費、公債費、元金で新型コロナウイルス感染症の経済対策に係る水道使用料の減免による財源区分の整理であります。

歳入では、使用料及び手数料、使用料、使用料で水道使用料現年分について 97 万円を減額するものであります。

また、繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金で 97 万円の追加となります。

これらは、いずれも新型コロナウイルス感染症の経済対策に係る水道使用料の減免によるものであります。

第 1 表、歳入予算補正については、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略します。

議案第 52 号 令和 2 年度壮警町集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について。

令和 2 年度壮警町集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は「第 1 表 歳入予算補正」による。

第 2 条、地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

事項別明細書、歳出から説明します。48 ページになります。当該補正予算も歳入予算の補正になりますが、関連がありますので、歳出から説明します。集落排水事業費、集落排水総務管理費、集落排水施設管理費では、下水道使用料の補正による財源の整理であります。

また、管理型浄化槽事業費、管理型浄化槽総務管理費、管理型浄化槽施設管理費では、

浄化槽使用料の補正による財源の整理であります。

これらは、いずれも新型コロナウイルス感染症の経済対策に係る下水道使用料や浄化槽使用料の減免によるものであります。

さらに、公債費、公債費、集落排水元金では、下水道資本費平準化債の借入限度額が変更となったことに伴う一般財源への振替整理となります。

47 ページになります。歳入では、使用料及び手数料、使用料、下水道使用料で4万円、浄化槽使用料で9万円を減額するものであります。新型コロナウイルス感染症の経済対策に係る下水道使用料や浄化槽使用料の減免によるものであります。

また、繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金で243万円の追加となります。集落排水事業繰入金で234万円、管理型浄化槽事業繰入金で9万円となります。

さらに、町債、町債、下水道平準化債で230万円の減額となります。下水道資本費平準化債の借入限度額が変更となったことによるものであります。

第1表、歳入予算補正については、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略します。

44 ページになります。第2表、地方債補正では、下水道資本費平準化債、限度額4,030万円を限度額3,800万円に変更するものであります。

報告第1号 令和元年度壮瞥町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により次のとおり報告する。

総務費、総務管理費、旧久保内中学校グラウンドバックネットほか撤去事業、翌年度繰越額412万5,000円、民生費、児童福祉費、子ども・子育て支援交付金事業、翌年度繰越額12万円、以上2件について年度内には事業執行することが時間的にできないことから、それぞれ繰越額の範囲内で令和2年度に使用する歳出予算経費として繰越しをしたものであります。

以上が今定例会に提出します議案の内容であります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（長内伸一君） これにて提案理由及び内容についての説明を終結いたします。

◎一般質問

○議長（長内伸一君） 日程第6、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、通告順に順次発言を許します。

3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 私は、新型コロナウイルス感染症対策取組の現状と今後の対策の取組について質問いたします。

新型コロナウイルス感染症の発症の全国的な拡大防止のため、政府は新型コロナ特別措置法に基づいて東京だとか神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡の7都府県に5月6日まで緊急事態宣言を発令しました。さらに、16日には7都府県から北海道を含む全国の47都道府

県に緊急事態宣言を拡大、北海道を含む 13 都道府県を感染防止の特定警戒都道府県に指定しました。政府は、全都道府県を対象に 6 日の期限を 31 日まで延長しました。14 日、39 県を緊急事態宣言対象から解除、北海道や東京など 8 都道府県は引き続き指定警戒都道府県を継続しました。21 日、大阪、京都、兵庫の 3 府県を特定府県対象から解除し、一般通告書をまとめていました 24 日現在北海道を含む東京、埼玉、千葉、神奈川の 5 都道県は 25 日にも緊急事態宣言が解除にとの報道がありますが、予断の許さない日々が続くことが想定されます。壮瞥町は、この間政府、北海道の指示により感染拡大防止に努め、4 月 30 日には第 3 回臨時会で感染予防と住民の経済対策をはじめ、事業者に対しての各種取組の予算を議決しました。また、この感染拡大防止については、今後も官民、すなわち町と住民、町民の皆さんと一体になって取り組むことが大切で、今まで経験のない難題を抱えていくものと思います。以上の経緯を踏まえ、以下質問いたします。

1 点目、新型コロナ感染症衛生対策としてマスクと消毒液等の購入を取り進めているが、納入状況はどうか。また、医療機関、福祉施設の衛生資材購入補助を進めているが、関係機関からの現時点での申請状況について。

2 点目、感染拡大予防策としてマスクの着用が進められ、日常生活の必需品となりました。児童生徒をはじめ、一般までの着用が定着している中でいつまでも公費による購入をするのではなく、児童生徒の父母、また町民、自治会等に働きかけ、手作りのマスクの作成を行政として働きかけていくことが必要と考えます。町は、住民に対して手作りマスクの作成について働きかける考えはあるか。

3 点目、感染拡大予防策として手洗いの励行と消毒液の利活用が求められていますが、消毒液の活用は公共施設等が主で、一般家庭での利用があまりない状況と私は見ております。このような状況を踏まえ、大きな容器の消毒液を自治会等で購入し、希望する世帯に小さな容器に分けて使用することが感染症拡大予防に役立ちます。このため、新たに自治会等で購入する消毒液費用の補助金制度を創設することが必要と考えます。補助金額は、2 分の 1 程度を考えてもよいのではないかと思います。町の考えについて伺います。

4 点目、壮瞥町は全道でも早く特別定額給付金を各対象者に給付していますが、現時点での給付状況、また給付に当たり想定以外の課題はなかったか。

5 点目、特別定額給付金の事務処理のため、会計年度任用職員制度により職員を募集しておりますけれども、応募状況、またこの事業終了まで何名程度の任用が今後必要か。

6 点目、感染症に係る影響により、観光業をはじめ、町内の各種事業者の経済対策として町独自の商工振興緊急対策事業補助金制度を創設して既に補助金の申請事務が開始されておりますが、現時点での補助金申請状況、また商工会正会員以外で新たに商工会に加入する予定の状況について伺います。

7 点目、町内出身者で大学、短大、専門学校で学んでいる学生数をどのように把握しているか。昨今の経済状況から、親の仕送りのみで学び、生活している者は少なく、アルバイトで得たお金とで生活しておりますが、新型コロナ感染症によるアルバイトの激減によ

り苦労しているという声も聞きます。町は、町出身者に対しての給付金を考えることが必要でないか、このことについて町の考えを伺います。

8点目、3月から5月まで町内の小中高等学校は休校措置が続きましたが、この休校措置について学校は父母に対してどのような連絡を取り、対応してきたか。また、3月から5月までの休校措置により、父母の心配として児童生徒の学力の低下が懸念されております。この懸念について教育委員会、また学校はどのような対応を考えているのか。

9点目、約3か月に及ぶ新型コロナウイルス感染症の取組から、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して現段階で考えている取組について。

以上についてお尋ねいたします。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 3番、佐藤議員のご質問にご答弁申し上げます。

1点目のマスク、消毒液等の納入状況についてですが、マスク6万枚全てが納入済みであります。消毒液等につきましては、全国的な需要の高まりから入手が難しい状況が続いており、納入事業者にはできるだけ早い対応をお願いしているところであります。また、医療機関、福祉施設等に対する衛生資材購入補助金につきましては、5月25日までに全ての対象事業者から申請書が提出されております。

次に、2点目の手作りマスクの作成の働きかけについてですが、児童生徒については中学校の家庭科授業で手作りマスクの指導を既に行っており、今後小学校、高校を含め、保護者への協力をお願いする考えでおります。また、町民の皆様に対しましては、今後も継続して感染症予防対策の一環として広報等で手作りマスクの作成について紹介し、働きかけていきたいと考えております。

次に、3点目の自治会への消毒液購入費の補助についてですが、国では手洗いやマスクの着用を含むせきエチケットを感染症対策の基本として啓発しており、手洗いや手指消毒の励行は感染を防止する上で重要であると認識しております。町といたしましては、多人数が利用する公共施設には消毒液を設置し、医療機関や福祉施設等に対しては衛生資材等の購入費を補助することにより感染防止対策を行っておりますが、家庭での対策につきましては外出先からの帰宅時や食事前などに石けんでの手洗いを小まめにさせていただくことで除菌できますので、消毒液につきましては必要に応じて各ご家庭で購入していただき、感染防止に努めていただきますようお願いいたします。

次に、4点目の特別定額給付金についてですが、5月末現在の給付状況につきましては1,187世帯で、支払い率は金額ベースで88.3%であります。また、現段階で本件事務処理上の課題は発生していないと考えております。

次に、5点目の特別定額給付金事務に係る会計年度任用職員の応募状況についてですが、5月末現在で5名の応募があり、全員採用しております。また、この事業が終了するまでの必要人数ですが、予算の範囲内で雇用の面で相談があれば採用していく考えでおります。

次に、6点目の商工業振興緊急対策事業の申請状況についてですが、5月27日現在 69

件、1,435万円の申請を受け付けており、このうち新たに加入する予定者からの申請につきましては2件となっております。

次に、7点目の町内出身者に対しての給付金の検討についてですが、町出身の学生数については把握していないのが現状であります。学生等への支援については、国により学びの継続のための学生支援緊急給付金が創設され、また各大学等においても支援制度があると承知をしており、現段階ではこれらの制度の活用を優先していただくべきと考えております。

次に、8点目の学校の休業措置と期間中の対応についてですが、教育委員会では休業などの措置の決定の際には臨時の校長会を開催し、学校との連携強化とともに、指示伝達事項の徹底を図ってきたところであります。学校では、校長や担任からの文書、電話やメール配信などにより児童生徒の健康保持、保護者の不安軽減に向けた取組をきめ細かく実施してきたところであります。学習面では、課題の配付やテレビ番組を活用した学習支援情報を提供するとともに、文部科学省や北海道教育委員会の通知に基づき年間学習指導計画の見直し、授業時数の確保に努めるなど、児童生徒の学びを保障する取組を推進していく所存です。

次に、9点目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による取組内容についてですが、当町の臨時交付金の交付限度額は4,363万8,000円で、国へ提出した臨時交付金実施計画では11の事業に取り組む予定でおります。主なものは、町内事業者の経営安定を図るための補助金や衛生資材購入費、防災備蓄品購入費、町有バス購入費、町内観光事業者の上下水道料金の減免、教職員及び壮警高校の生徒用のタブレット端末購入費等、総事業費5,623万8,000円に対し臨時交付金を充当し、感染拡大の防止と地域経済、住民生活の支援の取組を推進する所存です。

以上のとおり、町の取組の現状と今後についてご答弁申し上げましたが、今後も影響の長期化が懸念されるところであり、引き続き町民の皆様と心をつなげて取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただけますようお願い申し上げます、ご答弁といたします。

○議長（長内伸一君） これより休憩といたします。再開は11時15分といたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時15分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 先ほど通告していました9点について答弁をいただきました。以下、質問を続けたいと思いますけれども、9点全部に触れることはできませんことお断りしたいと思います。

最初に、壮警町は、今回の新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために町のホームペ

一ツで公表されておりますけれども、壮警町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、4月8日に第1回本部会議を開催、6月1日までに12回の本部会議を開催し、会議終了後会議の内容、てんまつを公表していることで町がこの取組を本当にやっているなということが分かります。高く評価したいと思います。そこで、壮警町は4月30日、すなわち令和2年第3回臨時会で新型コロナウイルス感染症に係る経済対策等について予算を議決し、それぞれの分野で取り組まれていることを中心に質問してきましたけれども、マスクについては6万枚、そして小中高それぞれ1万だとか配付になっておりますけれども、学校におけるこのマスクの利用の状況、登校時に忘れた児童生徒への提供はどのような状況か、最初に伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

児童生徒がマスクを忘れたときのこれまでの対応につきましては、学校で、小学校ですけれども、キッチンペーパーを使った簡易マスクを作成し、配付、あるいは中学校では生徒自らが簡易マスクを自分で作成してもらって着用する、あるいは高校では町から防災マスクを配付したときのものを使って対応しているということでございます。今後は、登校時に忘れたときの対応などに今回配付されたマスクを活用していきたいというふうに考えております。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 利用状況は分かったのですけれども、小学校の場合は先ほど何と言われたかちょっと聞き取れなかったのですけれども、ペーパーを使ってやっている、そうするとこの配付したのはまだ使っていないという状況と理解してよろしいのですね。

○議長（長内伸一君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

小学校では、キッチンペーパーを使った簡易マスクを作成しているということでございますが、在庫なくなりましたら、このような今回配付いただいたマスクを活用すると。中学、高校等につきましても今後この配付されたマスクを忘れたとき、あるいは不足したときなどに活用するというところでございます。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 今ので内容分かりました。

そこで、2点目として、4月27日開催の第5回対策本部会議で本部長から庁内の安全確保のためマスク未着用来庁者への簡易マスク提供、来庁者椅子や職員席の分散化、距離確保等について検討、対応の指示がございましたが、購入計画では役場等で2万枚というような数字が示されていたと思うのですけれども、この簡易マスクの未着用来庁者への提供状況について伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤英俊君） ただいまの佐藤議員のご質問にご答弁いたします。

現在来庁者でマスクをしていない方についてのマスク配付というのは、現状では行っておりません。これは、いろいろ状況見まして、国の緊急事態宣言等の呼びかけもありまして、ほとんど多くのお客様がマスクを着用されていたということもありまして、また4月29日には窓口全体に飛沫防止用のシートを張りまして対策を行っております。また、先ほどお話にありました椅子についても長椅子を撤去し、1人用の椅子を配置しているという対策も行ってまいりますので、こういう対策全般として対応を行ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） そうしますと、役場等での使用で2万枚購入したというのは、まだ使用していないという理解でよろしいですね。

さて、それでは予算計上時、これは第3回臨時会のときに説明受けたと思うのですが、1枚当たりの単価が66円、多分この66円のマスクは使い捨てのマスクでないかと思えますけれども、これは災害時に利用するという考え方もあるのでないかと思えますけれども、どうなのでしょう。何万枚という数を購入して、その活用がまだされていないということは、ちょっと予算の使い方と問題があるのではないかなと、そんな気がしますけれども、マスクというのは新聞報道など見てもほとんどの方がつけている、またテレビ等の画面見ても、そういう面ではやはりこれは高校生や中学生であれば自分で作れるはずで、公費をもって購入しなくても。また、小学生でも保護者の皆さんの協力を得て作ることができるのではないかなと。また、私は2万枚購入するというのを最初聞いたものですから、役場職員の方もこれを使うのかなと思っていたのですが、今日議場にいる職員の皆さんはそれぞれ違うマスクを着用していますので、自分で用意している、そういう認識をするのですが、やはり最低限度高校生から小学生に至るまで手作りで、または自分たちが用意したものを着用すべきでないかなと。これだけでも396万円のマスク代かかっているはずで、そういう面で自分で用意したものを着用するというのをやはり働きかけていただきたいなと、そんな気がしますけれども、どうでしょうか。

また、続けてお聞きしたいのですが、児童生徒の保護者にやはり手作りのものを着用することを働きかけたいということ答弁がありましたけれども、いつ頃これを実施する考えか、また町民の皆さんに対しても広報等で手作りマスクの作成を紹介したいということですが、これいつ頃をめどにして考えているか、具体的に答弁を求めたいと思えます。

○議長（長内伸一君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

先ほど町長の答弁にもありましたが、中学校では既に家庭科の授業で手作りマスクの取組を進めております。また、小学校では、これも既に手作りマスク、布マスクの作り方ですとか、簡易マスクの作り方を保護者へ案内しております。今後も各学校と連携して、保

護者への手作りマスクの作り方などについてご案内をしていきたいというふうに考えております。

○議長（長内伸一君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

町民の皆様への手作りマスクの作成働きかけにつきましては、現在準備中ですが、7月広報に折り込みチラシを入れるような形で働きかけを行ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 分かりました。ぜひ働きかけて感染症の予防に取り組むための手だてを講じていただきたいなと思います。

そこで次に、新型コロナウイルス感染症の予防対策として答弁にもありましたように手洗いの実施といいますか、手洗いをすることが大変重要であるということ、これはどの報道機関も、またいろいろなコマーシャルの中でもそういうことが放送になっておりますけれども、手洗いは個々人の実践なので、必要に応じて消毒液は家庭で用意しなさいよという答弁でしたけれども、皆さん、今市販されているアルコール消毒液どのくらい値段しているかご承知ですか。これは、一時は何千円という単価でした。けれども、現在ある程度落ち着いてきておりますけれども、300 ミリリットル、ほんの僅かです。コップ1杯くらいの量ですけれども、容器入りで税込みで978円するのです。ですから、私は最初の質問の中で共同で買って、それを分けることによって少しでも負担を少なくすることが必要でないかなということ提案といいますか、質問したのですけれども、それはやはり個々人でやりなさいということで、それはそれでいいでしょう。けれども、例えば2分の1程度の補助を考えた場合、1世帯に600ミリリットルを配分したとすると18リットル缶で34個で間に合うのです。金額で2万900円ですか、これで掛けていくと71万600円で、例えば2分の1補助にすると35万5,300円、あとは受益者負担、町民の皆さんが負担していく、そうすると感染症予防につながるということ、そして安い費用で実践できるということ、これは今は無理かもしれませんが、こういう感染症が続いていく場合やはり考えてもいいのでないかなと。ただし、ここで注意しなければならないのは、主成分がアルコールですので、取扱いには十分注意しなければならないということ、これは今さら申し上げることはありませんけれども、現在アルコールに代わる消毒液もあるようです。そういう面でぜひ今後のために検討していただきたいなということについて伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤英俊君） 私のほうからご答弁申し上げます。

自治会等への消毒液の購入補助に対するご意見だったと思いますが、繰り返しになりますが、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、ご家庭での感染症予防対策につきましてはやはり石けんを中心として小まめに手洗いをすることをお願いしたいと考えてお

ります。厚生労働省からも示されておりますとおり、そういった石けんの手洗いをやることで十分に感染対策ができるということもありますので、消毒液の購入については必要に応じて、入手しにくいという状況はありますけれども、ご家庭でご用意をいただければと思います。この考え方の根拠といたしましては、今後この感染症対策というのはやはり長期化するということが予想されております。そういうことで誰もがご家庭で手に入りやすいものを使って感染症対策を行っていただきたいと、そういうことが重要だと考えておりました、このように考えております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 町の基本的な考えは分かりました。

そこで、今度は特別定額給付金の取組について、その実態について伺いたいと思います。先ほどの答弁では、道内でもいち早く取り組んで5月末現在で88.3%の給付率になっている、これはやはり職員の皆さんのご努力といたしますか、一生懸命やられたということだと思います。そこで、私は新聞報道など見ると、壮警町の特別定額給付金の取組、作業状況、これは道新、室民にそれぞれ写真入りで報道されておりましたが、写真で見る限り職員の皆さんの協力体制で進めているなど、そういうことを理解できました。やはり町民の皆さんにそういう報道機関などを使って町も一生懸命やっているのだという姿を今後も続けて見せていただきたいなど、そんな気がしてなりません。そこで、先ほど対象者の88.3%という説明がありましたけれども、町の特別定額給付金の全体像、この給付事業は4月27日現在の住民基本台帳に記載されていることが基本条件です。そこで、4月27日現在の台帳に記載されている世帯数、これをまず確認したい。そして、5月末現在の給付率でしたけれども、それからもう10日も過ぎております。現在どの程度になっているのか。そして、申請書類の提出は郵送でということと返信封筒も入れていただきました。そこで、郵送で提出された方はどの程度あったのかなど。また、直接持参した方、またはあまり聞きなれない、私はこういう方法分かりませんが、オンライン申請という言葉がありましたけれども、それぞれの壮警町の申請方法の実態、もしも分かれば説明願いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

まず、1点目の4月27日時点の世帯数でございますが、申し訳ありません、ちょっと今手元に……まず、世帯数につきましては1,339世帯ということでございます。

それから、続きまして現在の申請状況でございますが、6月11日現在の受付状況で1,274世帯ということで、進捗率につきましては95.1%ということになっております。

また、3点目のご質問だったかと思いますが、申請のそれぞれの手法の区分けでございますが、5月末現在の時点で申し上げますと、先ほど申し上げました1,187件のうち1,003件が郵送提出でございます。それから、持参の提出が167件でございます。そして、オンライン申請につきましては17件という状況になっております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） ほかの市町村に比べて壮警の場合、今の実態聞きますと1,274で95.8でしたか、もう間もなく100%になるのではないかなと。やはり一日も早く届くように努力していただきたいなと。ですから、1,339世帯から1,274世帯を引くと70世帯ぐらいです、残っているのは。これは、どなたがまだ出していないかということは町のほうでは分かると思いますので、何とか対策を講じて100%この特別定額給付金が届くようにしていただきたいなと、そんな気がしてなりません。

そこで、また対策本部会議のてんまつ書からちょっといろいろと感ずることをお話ししたいと思います。5月11日開催の第8回対策本部会議で本部長から、給付金等申請受付事務については今まで以上に親切丁寧な対応を徹底すること、1点目です。2点目に、申請書類のコピーは無料で対応することとの2点が今後の対応として述べられております。皆さんも出した方は既にご承知だと思いますけれども、今回の申請書の提出にはある一部の人は2枚のコピーをつけなければならない、最低でも1枚はコピーをつけなければならない状態なのです。そこで、住民の皆さんにコピーをつけてくださいといった場合、町内でパソコンなどを持ってプリンターを持っている人は別としても、大多数の方は自分のところではできない、だから町内のコピー機のあるところに行ってコピーをしなければならない状況だと思うのです。皆さん、どうですか、行政に携わっている方、町内でコピーのできる場所は何か所ありますか。これたった1か所しかないのです。そういう面でやはり町内の実態をよく承知しているのであれば、5月11日、もう申請出している段階で本部長から先ほど言ったコピーは無料で対応するというだけでなく、私は企画の段階でいろんな文書をこういうときは決裁受けていると思うのです。ですから、5月7日付で町民の皆様へという文書の中にはそういうことも入っていないし、やはり担当者、またそれを決裁する担当課長はもっと細やかな配慮が必要でなかったかなと、そんな気がしてなりません。そこで、コピーのできる場所は1か所ですので、例えば久保内の方が家にはコピー機がない、コピーできないのでということでバスで来た、そうすると滝之町で降りる、旧信金からちょっと久保内寄りのところで降りて店へ行ってコピーする、それはいいでしょう。けれども、役場でもできますということを前もって知らせてあげれば、もっとよかったのではないかなと。それが私は親切的な、丁寧な行政の在り方でないかなと、そんな気がしてなりません。

そこで、この12回開かれている会議の中で本部長や副本部長から次のような指示が出ております。例えば第2回、4月13日には細かいことの積み重ねが町民との信頼関係形成につながるという言葉、第6回、5月1日には感染症拡大措置や各施策推進について住民、関係者の皆様に分かりやすく丁寧、細やかに情報提供を願うということ、第7回、5月7日ですけれども、町の取組をもっと上手に町民に伝える手法を考えること、第8回、5月11日には先ほども申し上げましたけれども、給付金等申請受付事務については今まで以上

に親切丁寧な対応を徹底すること、申請書類のコピーは無料ですること、これを私は役場でコピーしてもらったら一部 15 円ですか、かかるのですけれども、やはり無料ですることの配慮を、給付金等について対象者にひとしく情報を伝達するよう留意すること、12 回の会議の中で 4 回親切に対応し、信頼関係を築きましょうということが言われております。ですから、私は企画の段階で、ただ担当者が起案して、そして課の中の決裁、みんな見ましたということで判ついているはずです。そして、課長も決裁に同意しているのです。もう少し細やかな配慮が私は今回あってもよかったのではないかなと、そんな気がしてなりませんけれども、このような配慮というのは 5 月 11 日になるまで全然課の中で話題になっていなかったのでしょうか、その点について伺います。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 私からこの件については本部長でもありますので、ご答弁を申し上げたいと思っているところであります。

まず、何点かあって、前の質問でマスクについてなのですけれども、今回購入しておりますのは長期化を想定し、また緊急事態を想定した場合に調達ができないということに対して備えるという意味合いが非常に強いというふうにご認識をいただければと思っておりますし、職員も全部自費で調達をしてもらうようにしていますし、各学校においてもそのようにお願いしているということで、そうした意味合いから必要な枚数を算定し、購入をしたということをまずご理解をいただければと思っております。

それと、対策本部会議につきましては、今議員からご質問がありましたとおり、ご発言がありましたとおり毎回の会議については要旨をホームページ等で公表するようにしておりますし、きめ細かく御覧いただいていることに敬意を表したいというふうに思っているところであります。

そして、今お尋ねをいただいた特別定額給付金につきましては、基本スタンスとしては町民の皆様の不安解消には一日も早くお届けすることが大切であると、このような認識の下で副町長の陣頭指揮の下で職場挙げて申請書の発送と支払い事務を行っているというのが実態です。受付事務につきましては、今ありましたとおり全町民の皆様が対象となることでもあり、本町は高齢化が進んでおります。また、補助が必要な方がいらっしゃるということで、来庁される方、電話の問合せの方についてはより親切な対応を徹底していただきたいと。これは、私の口からも、また副本部長の副町長、そして文書でも職員の皆さんにお願いをし、共有を図っているということであります。もう少し庁内議論で共有できたのではないかとということですが、国の予算議決がされたのが 4 月 30 日だったと記憶しておりますが、それを見据えて制度設計がなされている中で大型連休も含め担当は準備をしたところであり、コピーの取扱いについてはその中でもどのようにしたらいいかということは議題になっていたのは事実であります。庁内での意見調整を経て、最終的には国並びに行政機関が行う給付等への申請に必要な今回のような場合は無料とすることが、町内の実態が 1 か所しかない、こういう実態を踏まえて無料が相当であろうという判断

をいたしたということでありましたが、それが発送には間に合わなかったのは事実であります。受付の開始直前にそのような意思決定をしたということで、ご案内はできませんでしたが、このようなことであったということでご理解をいただければと思っておりますし、事務の簡素化ということもしていかなければならないですし、並びに先ほど来消毒液の話もありましたけれども、各自の町民の皆様方の努力でできることについてはやはりお願いをし、一方でこの事案のように高齢の方が多くなっている現状を十分踏まえ、町民の皆様方の立場に立って適切な対応ができるよう親切で信頼される役場づくりに私も含めてこれからも職員の皆さんとともに取り組んでいく所存ですので、ご理解をいただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 分かりました。町長がモットーとしているお互いに信頼し合える町に、ぜひいろんなことを通して実現していただきたいなということを考えております。

そこで、小学校、中学校、高校もコロナ感染症拡大防止策として3月から5月まで休校措置が続きました。このような長期にわたる休校措置というのは、私は日本の学校教育史上なかったのではないかなと、そんな気がしておりますけれども、希望を持って4月に入学した新1年生がやっと休校措置が解かれ、6月から元気に通学している姿見てよかったなと、そんな気がしてなりません。そこで、やはりどの学年にも共通することですけれども、保護者、父兄の方の中には子供たちこんなに休んで学力の低下どうなるのだろうと、そういう心配の声も聞こえてまいります。そこで、このために学校もいろいろと苦慮されていることは分かります。例えば5月29日の壮瞥中学校の便り、これは皆さんあまり目にしないと思いますけれども、回覧なので、中身まで全部読んでいる方は少ないと思いますけれども、その中でもきちっと例えば夏休み23日間を9日間にしますだとか、また冬休み22日間を17日間にして授業をやります、また小学校も同じようなことで例えば夏休みを8月8日から行います、冬休みは12月26日から1月11日まで、そしてこの休暇で登校できなかった16日間の授業を取り返しますということを出ているのです。けれども、ちょうど今頃の季節、学校生活、子供たちの生活の中で一番楽しみにしている運動会だとか、また6年生にとっては修学旅行などもできない状況です。そういう中で、それは別としても、こういう授業日数の確保などに一生懸命取り組んでいること、ぜひ行政も応援してやっていただきたいなと、そんな気がしてなりません。

今いろんな報道見ますと、教室で勉強するとき離れている、給食のときはおしゃべりしては駄目だ、そういうことも出ておりますけれども、私は特に小学生というのは学校生活の中で友達と触れ合い、話合いの経験を通して切磋琢磨して成長していくものだと考えているのです。そういう面でご苦労はあるかもしれませんが、やはり学校で十分検討されて子供たちが健やかに成長できる手はずを考えていただきたいなと。また、中学生の部活動についても密集回避といいますが、そういう面でいろんな制約を設けながらやって

いる、新聞報道では壮瞥中学校も部活が始まったというようなことをちょっと見たのですけれども、やはり長い教育の歴史の中でこのような状態は初めてなのです。ですから、児童生徒が長期化によって負った心の痛みといたしますか、そういうものもあるのではないかなと。そこをやはり学校現場では大切にしてお対応していただきたいなど、そんな気がしてなりません。このことについて、できれば教育長から対応についてお話しただければと思いますけれども。

○議長（長内伸一君） 答弁、教育長。

○教育長（谷坂常年君） ご答弁申し上げます。

ただいまご指摘がありましたように、我が国においては初めての経験といたしますが、義務教育が全国で臨時休業になるということで大変な状況にありました。今でもそうなのですけれども、あるかと思えます。この間教育委員会としては、学校と連携を十分に図りまして先生方の様子、それから子供たちの様子をどう把握してどのように支援をしていくかということ十分に協議してまいりました。やはり先生方も非常につらいと、子供たちの顔が見えない、そして学習がどうなっているのか、家庭学習を課してきましたけれども、うまく進んでいるのか、生活のリズムは乱れていないのかということが非常に心配で非常につらいというお話がありました。先生方も大変な思いをしながら、できる限り家庭と連絡を取っておりましたけれども、私としましても先生方もつらいと思っておりますけれども、子供たちがやはり一番大変だと。さらに、もっと言うと、保護者の方も子供の教育、子育てのみならず、生活自体も今大変な状況にあるのだということを理解した上で学校としてできる限りのことをしていきましょうということで取り組んでまいりました。幸いなことに感染者が本町から出ていないということもありまして、分散登校を実施しましたが、小規模校であるということが1つプラスの面に働いて比較的順調に、最初週に2回から始まりまして、そして3回、そして5回というふうに数を増やしていくことができました。特に心配しておりました学校再開の後の子供たちの心の様子、これにつきましてはきめ細かに見ていただいて学習の遅れを緊急に取り戻すというよりも、まずは学校に慣れるということから徐々に始めていってほしいということで学校にはお願いをしまして、今のところおむね元気に子供たちが登校してくれていることを本当にうれしく思っています。ただ、この後引き続きいろんな状況が考えられますので、それに対応していけるようにきめ細かく対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） ありがとうございます。

最後の質問にしたいと思います。先ほどの質問の9番目に、地方創生臨時交付金の使用についてどんな事業を考えているかということで質問して答弁いただいたのですけれども、その中で1点だけ質問したいと思います。今後の避難所運営に必要な防災備蓄備品の購入について触れております。そこで、これに関連して質問なのですけれども、北海道は2年

5月に今回のコロナウイルス感染症に関連して北海道版避難所マニュアル基本手順書というのを改定を行いました。既に担当課の皆様は目を通していると思うのですが、壮警町は平成28年3月に壮警町地域防災計画を策定し、公表しております。大変分厚い計画書です。この37ページ、第10節に避難体制整備計画が定められております。北海道は、平成28年7月に北海道版避難所マニュアル基本手順書を策定して公表しております。そして、その公表されたものにこの2年5月に今回のコロナウイルス感染症に関連して新たに感染症対策が加わりました。さらに、壮警町の懸案であります今後取り組む自主防災組織についても触れられているのです。これは、28年の7月の道の中にはなかった言葉ですが、そういうものも入ってきている。ですから、避難所設置に際しても多くの改正点があります。感染症蔓延防止、多目的トイレだとか、必要に応じて女性専用スペースだとか、また今までなかった車中泊の避難者に対する対応だとか、さらに重要なこととして避難所運営に携わるスタッフの健康管理まで新たに加わっているのです。そういう面で実は昨日の新聞見ますと、市町村職員を対象に新型コロナウイルスなど感染症の対策を取り入れた避難所の運営訓練を道では7月に実施するという報道がありました。また、この訓練は、道で定めて今改定したマニュアルに基づいて実施するということなのです。そういうことを見ますと、壮警町はまだこの避難所マニュアルは制定していないのではないかなど。ホームページを見る限り、そういうのを目にすることはできません。そこで、町村も北海道のこのマニュアルに準じて制定が求められていると私は理解しております。いつ到来するか分からない自然災害に対応するために、避難所マニュアルを制定して日頃から心にとどめ、その内容を理解、準備しておくことが大切と考えます。町は、いつまでにこの避難所マニュアルを作成、整備する考えかについて伺って質問を終わります。

○議長（長内伸一君） ただいまより昼食休憩といたします。再開は午後1時といたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時00分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） 先ほどのご質問についてご答弁いたします。

当町の避難所マニュアル及び道の避難所のマニュアルの改定についてということでございましたけれども、当町の避難所のマニュアルにつきましては実は前回の噴火の後に避難所マニュアルを含めた職員の災害対応マニュアルをつくっております、それを現在も活用しております。特に近年は、災害が多くて毎年のように避難所の開設、運営を行っております。これらに当たりましてこのマニュアルに準じて対応してきたところでございます。ただ、ご質問にあったように、先月道のマニュアルが改定されまして感染症対策を中心に大きく変わったところですが、それらの新しく変わったところについてはまだ反映が

できておりません。したがって、道の手順書を踏まえて速やかに見直しというか、改定を行ってまいりたいというふうに思っております。

なお、今回補正予算として避難所の段ボールベッドや間仕切りの購入費を計上させていただいたところですが、これらは今回改正になった道のマニュアルに準じて、感染症対策として一定のスペースを避難所で確保しなさいと、そういった考えを示されたことを踏まえて計上したところでございますので、併せてご理解をいただけたらありがたいと思いません。よろしく申し上げます。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 先ほどこれで終わりにしますと言ったのですけれども、今の答弁聞いてちょっと確認したいのですけれども、職員の避難所マニュアルというのがあると、これは公表はされていないのですね。というのは、私町のホームページに出ている町の計画、いろんな計画全部プリントしていろいろと調べているのですけれども、そういうのは見当たらなかったの、ぜひそういうのも公表していただきたいなと。そして、今回道のほうで示しているのを私コピーしたのですけれども、避難所マニュアルで今までは北海道と市がこれ準拠していたようだけれども、新しく今度北海道と市と町村が入ってきているのです。そのようなことから考えると、職員の避難所マニュアルにこれを全部入れていくのだったらいいのですけれども、こういう面でもう少し検討してみてください。また、職員の避難所マニュアルについても公表のほうぜひお願いしたいと思いません。

以上で質問終わります。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

まず、1点目の公表しているかということに関しては、ホームページのほうには掲載はしてありません。つくったのがちょっと昔で、当時はあまりホームページに載せるというような感覚ではなかったのだろうということと、基本的に職員が避難所を開設、運営するときに参考にするための資料ということで、一応内部資料という考え方で特段公表はしてありませんでした。ただ、隠すような内容ではもちろんございませんので、公表することについてはやぶさかではないというふうに考えます。

また、今回市町村まで拡大されてというようなお話もありましたが、実は道のマニュアルとはまた別に国の防災の計画のほうも避難所での感染症対策に力点を置くようについ先日改定がされたところですので、これらを踏まえてできる限り道のマニュアルに近い状況に見直しを行っていくような方向で考えていきたいと思いません。そういった意味で議員のご意見も参考にしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 続いて、7番、毛利爾君。

○7番（毛利 爾君） 私のほうから生徒の進路、進学をサポートなどについてお伺いします。

まず、1点目ですが、現在新型コロナウイルスの影響を受け、解雇、雇い止め、休業などが行われている中、多くの方が行き先に不安を抱き、生活保護の申請も増加している状態です。このような状況の下、お子様の進路、進学、教育費などについてお悩みの保護者がおられると思います。当町としては、従来より様々な支援を行っておりますが、改めて保護者や生徒に対しどのような進路、進学指導や教育費のサポートを行っているかお尋ねいたします。

2点目、日本は他の先進国と比べ自宅にパソコンがない生徒の率が高いという現状があります。例を挙げると、アメリカでは6.2%、韓国は6%、フランスは4.2%、イギリスは3.4%、フィンランドは1.7%、それに対し日本は15.5%というデータがあります。国では、2023年までに児童生徒1人に1台端末を目指していましたが、今回の新型コロナウイルスの対応としてまとめた緊急経済対策にGIGAスクール構想の前倒し実施の施策を入れました。幾つかの自治体では、先取りして行っているところもありますが、当町の準備や前倒しの取組についてお教え願います。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 7番、毛利議員のご質問にご答弁申し上げます。

1点目の生徒の進路、進学についてですが、学校ではこれまでも担任教諭による個別相談を分散登校時や電話等で実施してきたところであり、今後面談週間等を設け、きめ細かな指導と相談体制で対応することとしております。家庭学習につきましては、教科担任が動画の授業を作成、工夫を行うなど学習支援の充実を図っているところでもあります。また、教育費のサポートについては、就学支援制度を改めて情報提供するなど学校との連携を強化し、進路や進学について不安を軽減する取組を推進していく考えでおります。

次に、2点目のGIGAスクール構想についてですが、議員のご質問のとおり文部科学省では前倒しで実施することとしたところでもあります。本町におきましても本年度町内各学校の無線LAN環境や児童生徒、教職員用タブレット端末機の整備などに取り組み、ICT教育の環境整備を早期に実現する考えでおりますので、ご理解をいただけますようお願い申し上げます、ご答弁といたします。

○議長（長内伸一君） 7番、毛利爾君。

○7番（毛利 爾君） それでは、まず最初にお伺いしたいことがあるのですが、生徒に対する指導、相談は改めて何学年から始められているのか、また保護者については面談なども行っていると思いますが、どのような対応を取られているのかお伺いします。

○議長（長内伸一君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

1点目、児童生徒の相談ですけれども、6月より小学校、中学校、全児童生徒面談週間ということで実施しているところでございます。面談といいますか、教育相談は全児童生徒で、学習や進路、生活等について担任と面談を行うところでございます。

続きまして、保護者に対してでございますが、教育相談並びに家庭訪問、それから個人

懇談等今後予定しているという旨を保護者に通知し、今後実施をしていくという予定でございます。

それから、その2点のほかに随時保護者には相談等受けているということも周知しているということでございます。

○議長（長内伸一君） 7番、毛利爾君。

○7番（毛利 爾君） 今のご説明の中で6月から小中全員、面談週間を設けて行くと、それでおりましたが、ということは中学校3年生の時点に対して進路に対しての特別個人的な相談、面談、これは保護者も一緒ですが、そういうことは行ってはいいないで、全体のだけで行っているということなのでしょうか、それをお聞きしたいのです。

○議長（長内伸一君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

3年生の個人懇談につきましては、保護者も一緒に12月に行うという予定で、中学3年生の三者懇談を兼ねた個人懇談は12月に行うということで予定をしております。

○議長（長内伸一君） 7番、毛利爾君。

○7番（毛利 爾君） それでは、ここの教育費のサポートについては、就学支援制度を改めて情報提供するとありますが、その内容をお聞きしたい。

それと、進路、進学について不安を軽減する取組を推進していく考えとありますが、併せてその取組内容についても伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

1点目、就学援助の関係ですけれども、就学援助の対象となるのは現に生活保護を受けている方、要保護、または教育委員会が経済上生活保護世帯に準ずる程度に困窮していると認定した方が準要保護として就学援助の制度を受けられるということでございます。

2点目、コロナの関係で不安な部分があるということでございますけれども、児童生徒へのケアという部分でございますけれども、6月現在までにコロナの不安を理由に欠席している生徒はいないということでございます。また、近隣や近親者でコロナに感染していないことから、中傷やいじめは起こっていないのかなというふうに思っています。それから、道徳や学活の時間を利用してコロナに関する正しい知識ですとか、感染に対する差別、偏見をなくす指導を行っております。また、学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細やかな健康観察、それから児童の状況を的確に把握し、健康相談の実施やスクールカウンセラー等による支援などを行うこととして心の健康問題に適切に対応していくということでございます。また、今後も不登校やいじめ未然防止のため、アンケート調査や生活リズムチェックシートの活用、教育相談の実施などといった取組を実施していく予定でございます。

○議長（長内伸一君） 教育長。

○教育長（谷坂常年君） 今の生涯学習課長からの答弁に少し補足をさせていただきたい

というふうに思います。

まず、進路指導につきましては、全ての学年において、例えば中学校であれば3年間を見通した計画を立てています。したがって、1年生のときはこういった指導、そして2年生、3年生ではこういう指導、ですから3年生の進学に関わる指導と併せてどういった自分の生き方をしていくのか、どういうふうなこれから職業に就いて、そして自分は生きていくのかという、そういう総合的な進路指導というのを計画的に進めております。したがって、今回のコロナの関係で若干その計画がうまく計画的にいていない場面もありますけれども、そこについてはその遅れを取り戻すように授業時数を確保しまして、そしてその中できめ細かく指導していく、それから面談等につきましては先ほど申し上げたとおりです。学力についても同様に授業時数をしっかりと確保する中で取組を進めていくということで、その見通しを早めに出すことによって生徒や保護者の不安を解消するように学校のほうでは工夫してくれているかと思えます。比較的授業時数もしっかりと確保いただきましたので、併せて行事なんかもできるだけ実施していけるように、そんなふうに学校では考えてくれているかと思えます。

以上です。

○議長（長内伸一君） 7番、毛利爾君。

○7番（毛利 爾君） ありがとうございます。今の教育長のご答弁の中にも出てきましたが、進路指導、例えば専門学校、短大、高校、それから普通の大学校、大学院とかいろいろあるのですけれども、そこまで進んでいく中においてそれぞれ生徒個人個人が今言っていた生き方や、それから希望、夢などを持って行くと思うのです。

それで、次にお聞きしたいのは、先ほどもありましたように生活保護を受けている方、その世帯に準ずる方だとかいろいろいるのですけれども、やはり教育費がどうしてもかけられないというご家庭もあるわけです。それで、そういうあまりお金をかけられないようなご家庭に対し、それから子供たちの進路の幅を広げるために進学、進路についてはお金をかけないで学べる機関とか、それから高校へ行かなくても高校の資格を取れるような進路方向というところもあるわけです。例えば通信教育とか、そんなの含めて、ほかにもあるのですけれども、そこら辺のところの情報というのはどの程度生徒や保護者の方に知らせているのかお聞きしたいのです。

○議長（長内伸一君） 答弁、教育長。

○教育長（谷坂常年君） まず、就学支援ということで、いわゆる所得がある程度低い方のための制度があります。その中では、例えば学用品ですとか、通学用品ですとか、それから新入学用品、給食費等々支援がされるようになっていきます。そういった就学支援制度というのがあります。そして、そのほか進路に関わる部分については、1つは奨学金制度があります。そういったことについては、学校のほうから全て、様々な奨学金等がありますので、それを活用することについては十分学校のほうで指導しているかというふうに思います。通信制の高校等につきましても、あるいは私学の場合は有料ですので、当然学

費がかかりますので、それについてもきちっと説明をした上で進路を選択できるように指導をしているかというふうに思います。大学検定、いわゆる高校卒業認定試験、高校の卒業がなくても大学の受験を認めるという、そういう制度がありまして、それについても学校のほうでしっかりと情報提供しているというふうに考えております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 7番、毛利爾君。

○7番（毛利 爾君） 分かりました。今その中でお話もありましたのですけれども、ある一つのデータとして教育費をあまりかけられない家庭において中学校3年生にアンケートを取ったのがあるのです。保護者にも一緒に取っているのです。生徒はどこまで進学したいか、最終学歴、それを望んでいるのは大学が37.7%、高校が21.7%、専門学校は20.8%、これは生徒が望んでいる、対して保護者はどういう順番で高い率で望んでいるかというところ、高校が38.8%、大学は29.3%、専門学校は21.8%、子供たちはやっぱり上の学校行きたいと思っているのです。でも、家庭のことを考えたりなんかすると進まない生徒もいらっしゃるのです。親もやりたいのだけれども、やれないというのもある。もう一つのデータの中でも将来子供欲しいのだけれども、教育費にお金がかかるのが不安だというパーセントも結構高い、これはどちらかというところ、男性のほう、女性のほうはまた違う意味で高いところがあるのだけれども、男性のほうはやっぱり不安を持っているというのがある。その中で先ほどおっしゃられていた奨学金もあります。それから、今年度からですか、たしか……高等教育段階の教育負担の新制度、給付型奨学金というのもたしか今年から始まっているはずなのです。こういうのもあるのですけれども、結構これなんかは収入の基準が厳しいのです。国のほうも約6万からいる対象世帯の中で考えているのは、約2万世帯ぐらいしか考えていないのです。それもあまりそれから増やしたくないという発表もしているのです。

そうすると、ほかの奨学金とか、そういう制度を十分教えてあげることによって進学の道というのは広げていけると思うのです。だから、さっき言った給付型奨学金、または国の教育ローン、それから社会福祉協議会の貸付制度とか、あと母子父子寡婦福祉資金貸付金だとか、それから働きながら行くという中には新聞奨学金とか、いろいろあるわけです。こういういろんなものを早めに生徒や保護者に伝えてあげることによって、将来進む方向というのが、お金をかけないでも進む方向というのが見えると思うのです。だから、そこら辺の情報を多分先ほどでは流しているようだけれども、もっと多く流してもらいたい。やっぱり進学したりする幅を、行く方向の幅を広げてもらいたい。そのためには、私は持っているのです、これ。教育費サポートブック、こちらにもあるかどうかちょっと確認していないから分からないのですけれども、こういうのが発行されているのです。1部税込みで500円なので、安いです。ですから、こういうのも活用して、これもう全部、今言った奨学金のほかにもいろいろ書いてあります、大学のそれぞれの制度も。こういうのも配布なんかしてお知らせしてあげるのも一つの方法でないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（長内伸一君） 答弁、教育長。

○教育長（谷坂常年君） ご答弁申し上げます。

毛利議員ご指摘のとおり、情報提供は本当に大切だというふうに思います。高等学校においては、奨学金のための説明会を時間を割いて説明しておるといいますし、様々なところから資料が出ておりますので、それを基に十分ご家庭で検討していただくというような取組が行われているかと思えます。しかしながら、さらにそういった情報を子供たち、それから保護者の方に届くように充実をさせていきたいというふうに考えております。

○議長（長内伸一君） 7番、毛利爾君。

○7番（毛利 爾君） ぜひそのとおりよろしくお願ひしたいと思います。

それでは次、2点目について、G I G Aスクール構想について、このことについてお伺いします。去年補正予算に計上された時点において端末機は、1台につき国公立は4万5,000円、私立はその同額を上限に費用の2分の1を国が補助すると、また高速通信ネットワークは小中高や特別支援など全ての学校内で校内LANを利用できるようにすると、さらに端末を充電、保管できる収納キャビネットも整備すると、ただしこれは高校を除くとあったのです。こういうことで進めるとありましたが、今回はこの発表されたときと同じように進められるのか、それとも変更があるのかをお教え願ひたいですが。

○議長（長内伸一君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

G I G Aスクールの整備内容でございますけれども、各学校の無線LANの整備で各教室内にタブレット端末が使用できる環境にするために配線工事ですとか、無線LANの整備として拠点ルーター、基幹スイッチ、それからアクセスポイントの設置等を行う予定になっております。それで、もう一点、充電器ですけれども、充電器等も一応この中で整備するという予定にしております。

○議長（長内伸一君） 7番、毛利爾君。

○7番（毛利 爾君） 分かりました。

それでは、あとなのですが、端末機を1人1台ずつ配付するわけです。その場合、私なんかもともと使っているので、インターネットの整備というのはできているわけです。ところが、小学生のところ、中学生でも多分あるところもあると思うのですが、その環境が整備されていないところの対応はどのようにお考えでしょうか、それをまずお教えください。

○議長（長内伸一君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

インターネット環境のないご家庭についてというご質問だったと思いますが、これについてもインターネット環境のないご家庭に可搬型通信機、モバイルルーター20台ということで整備を考えております。

○議長（長内伸一君） 7番、毛利爾君。

○7番（毛利 爾君） それでは、モバイルルーターを配付して使っていただくと、そうした場合に料金発生します。ということは、今までそろっている家庭はもう既に料金支払っています。そうすると、こちらでその整備をした場合その料金はどのような対処になるのか、もしお支払いいただくとなった場合に今だったら幾らぐらいかかるのかお教え願います。

○議長（長内伸一君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

1点目ですけれども、インターネット環境のない家庭についての貸出しということですが、まず前提としてご理解いただければと思いますが、これはタブレット端末、町で購入して、それをすぐ全ての小中高生までの家庭にお貸しするというわけではなく、基本的には学校内で使うという前提でございます。このように今回のような臨時休業が長くなったときに、家庭学習用としてお貸しする場合もあるということをご理解願いたいと思います。

それで、貸し出す場合についてですけれども、各家庭の負担など、その割合などを今後検討していきたいというふうに思っております。また、その使用料が要保護の家庭には入るような報道といたしますか、厚労省で考えているということでございます。

そのWi-Fiルーターの通信経費につきましてですけれども、1台当たり月額4,400円、年間5万2,800円ということで見込んでいるという部分でございます。

○議長（長内伸一君） 7番、毛利爾君。

○7番（毛利 爾君） 分かりました。やっぱり経費は結構かかります。これは、経費がかかるので、使いませんというわけにはいかないと思うので、これ本当に利用しないから整備されていなかったところもあるし、だけれどもやっぱり金銭的にきついのだということでパソコンも持たせないというところもあるのです。だから、今のところ学校内で使うと思いますが、これからはやっぱり今回のこともありますし、それから夏、冬などの長期休業期間のときも利用できるということもありますし、料金についてはどうかそちらのほうでよいご配慮をしていただきたいと思います。

それで、使用場所は、今お伺いしたとおり学校内で基本的に使うということもありますが、今言った長期休業期間中とか、それから周りの市町もそうなのですが、ここは有珠山を抱えています。その噴火の際には、やっぱり避難するわけです。当然学校も休みます。だから、そういうときなんかもありますので、どうかもう少し幅広く、学校だけには限らないで、やっぱり家にも持って帰って使えるのだというふうに徐々に徐々にですが、持っていったほうがよろしいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（長内伸一君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

議員おっしゃるとおり、将来的には幅広く、あるいは校外活動なんかでも例えばポケットWi-Fiというのを持ちながら学習していくというようなことで、将来的にはそういう

ふうになるのかなというふうには思っております。そういうことを目指してこの環境整備をしていきたいと考えております。

○議長（長内伸一君） 7番、毛利爾君。

○7番（毛利 爾君） それでは次に、この端末機を使うときにいろんなセキュリティー対策も取ると思うのですが、まず今先行して行われているところでも双方型でやり取りする、会議でも企業でも使っています。これは、大体グーグルのズームを使っています。それから、先生が生徒に対して授業を行うような形を取る場合は、グーグルクラスルームというアプリケーションを使ってやったりもしているのです。ただ、このG I G A構想のことでちょっと調べているときにある記事が出てきたのです。それは、グーグルのズームなのですが、会議では招かれていない第三者が勝手に参加し、画像や動画を流すというズームボンピングという迷惑行為が起きているのです。また、ユーザーの許可なく、あれカメラ映りますから、パソコンの中に自分、そのカメラが有効化されるなどの問題が指摘され、脆弱性を防ぐためには常に新バージョンを入手する、またはURLなどをよく確認して安心して使えるように注意しなければいけないということになっているのです。それで、グーグルの会社の発表の中で一回4月に出て、5月にも出たのですけれども、自分のところの社員に簡単に持って行ってノートパソコンでもズームを使わないでという通達を出しているのです。ところが、調べてみると、グーグルにはグーグルミートだとか、それからスイートもあるのです。こっちのほうがセキュリティーが高いのです。だけれども、使い勝手が一番ズームが使いやすいので、使っているのですが、そのこのところのどれを今使うようなことは検討されているのですか。何を使うか、双方型とか、発信する側のアプリケーションは、それをお教え願いたいのですが。

○議長（長内伸一君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

機種は何を使うかというご質問ですけれども、まだ機種についてはこれから検討していくということでございます。そのセキュリティーですけれども、業者、それから町の情報担当と詰めているところでございますが、タブレット端末を貸し出す際には適切なセキュリティーシステムの機能を有した端末を選定し、自宅で利用した場合安全に利用できる環境を検討していくということでございます。例えばコンテンツフィルタリングとして、有害あるいは違法サイトを閲覧できないようにするですとか、ウイルス対策、それから個人情報を取られるようなサイトへのブロックの機能などを備えた機種を検討しているということでございます。

○議長（長内伸一君） 7番、毛利爾君。

○7番（毛利 爾君） 今ご答弁いただいたとおり、本当にいろんな制限をつけていかれたほうがよろしいかと思えますし、先行しているところでもラインにもSNSにもつながらないようにしていったりしていますので、やっぱりそこら辺のところは十分に気をつけていただきたいと思えます。

それに引き続きまして、教員向けのことなのですが、先月の新聞の切り抜き、私ちょっと持ってきたのですが、リモート教育というのは洞爺湖温泉小で町内の教員の研修が行われているのですが、うちの場合は教員に対しての研修というのは今どのような状態なのでしょう。

○議長（長内伸一君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

教員の研修ということですが、こういったICT教育を推進するために町の教育研究会というところでこれからのICT教育、タブレット端末が導入されたときにどのようなことをしていくのがいいのか、それから子供たちにとってどのような教育がいいのか、その辺を検討、協議する予定であります。

○議長（長内伸一君） 7番、毛利爾君。

○7番（毛利 爾君） 全国的に見ても不安を持って取り組んでいかなければならないという教員の方もいらっしゃるようで、研修は十分にしていきたいと思えます。

それで、その研修のときに利用していただきたいというのがあるのです。これ私の提案なのですが、教員向けセキュリティー事故体験ゲームというのがある、これは情報のセキュリティー会社と、それから教育総合センターがもともと法人組織がサイバー攻撃を受けたときにその訓練用として作成したものを学校用に直したもののなのです。これは、うれしいことに無料でダウンロードできるのです。ですから、こういうものも研修のときに参考にしていきたいと思えます。それでは、よろしく願いいたします。

それと、続きましてパソコンいろいろ使って、私なんかでもこうやって打つとすごく目疲れるのです、やっていると。オンラインの利用と疲労度について調べたデータがありまして、オンライン娯楽、動画を見たり楽しむ場合は3時間以上やっても疲労度が高いというのは7%なのです。ところが、オンライン学習で同じ3時間やると疲れるというのが20%、約3倍増えてしまうのです。これはなぜかといったら、文字を見たり、それから先生の話の聞いたり、画面に集中ぐっとしてしまうので、それだけ疲れるのです。けれども、資料なんかやり取りするときに、ご存じでしょうか、ユニバーサルデザインのフォントってあるのです。このフォント、一応私今回それで打ってみたのです。これすると、文字が読みづらい生徒もすごく読みやすくなるのです。あるデータでは、問題をこのフォントで書いた場合と普通の教材のプリントでやった場合の回答率って、このUDフォント使ったほうがぐっと上がっているというデータもあるのです。ですから、もし端末を使って授業やったりする場合、それから家庭学習においてはプリントも出すはずですから、その場合にはぜひこのUDフォントというのも使っていただくのがよろしいのではないかと。ただ、これ料金がかかります。私の場合は、ちょっと無料で使っていますけれども、これ料金かかるのです、学校単位で1つやると、1か月ちょこっと。ただ、そういう会社もあるけれども、やっていないところもあるので、だからもし使うのであればこういうUDフォントというのも使用していくのはいかがでないでしょうかということなのですが、どうでしょう。

○議長（長内伸一君） 答弁、教育長。

○教育長（谷坂常年君） 情報提供ありがとうございました。

まず、教員向けのセキュリティーの部分につきましても十分内容を精査した上で活用できる部分については活用していきたいというふうに考えております。

また、ユニバーサルデザインのフォントにつきましても内容を十分に精査した上で、いわゆる公教育になりますので、学習指導要領等の部分もありますので、その辺をきちんと精査した上で活用できるものについては十分活用していきたいと思っております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 次に、5番、山本勲君。

○5番（山本 勲君） 私のほうからは、第5次行政改革実施計画の進捗状況についてを質問いたします。

第5次行政改革実施計画の中の委託料の削減（指定管理対象施設や第三セクターの見直し）、その他委託業務の縮小廃止の中で次の2点について質問いたします。

1つ目が、堆肥センターは令和元年度をめぐりに生ごみ堆肥の製造を廃止し、生ごみ回収も廃止とありますが、実際にはまだ生ごみを回収している状況だと認識しております。多くの町民の意見を聞いて回るとのことでしたので、どのような意見が出たのか、また現段階で町としてはどちらの方向で考えているかを伺います。

2つ目、オロフレスキー場の存廃の方向性について具体的な協議に着手し、令和2年度に存廃を判断とありますが、協議の内容や判断の時期についてを伺います。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 5番、山本議員のご質問にご答弁申し上げます。

1点目の生ごみの回収につきましては、長年循環型社会の形成に向けて町内で取り組まれてきたことでもあり、代替施策も含め、慎重な検討を要し、また町民の皆様への周知に時間を要することなどから、本年度につきましては現行のまま継続することとしたところであります。ここ2年ほどの町政懇談会等でお聞きした範囲では、せっかく根づいた分別の意識を後退させないでほしい、可燃ごみの収集日まで家庭内で生ごみを保管すると臭いや虫の発生が気になる、生ごみを可燃ごみの袋に入れるとカラスなどの野生動物がいたずらをするようになるなど、分別回収の継続を望む声がある一方、忙しいので、可燃ごみ袋と一緒に入れているという意見もあります。本年2月以降新型コロナウイルス感染症対策の対応を優先しており、本件の本格的な検討は今後となりますが、エコポストによる生ごみ回収の在り方やごみの減量化の考え方などを総合的に検討し、本年度中のなるべく早い段階で将来に向かって実効性の高い方向性を見いだしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただけますようお願いいたします。

次に、2点目のオロフレスキー場についてですが、オロフレスキー場は昭和43年に開設されて以来冬場の雇用の確保、地域経済の活性化と子供たちや幅広い世代の体力の維持、向上といった役割を担ってまいりました。平成14年度には、噴火災害復興計画の位置づけ

を基に国の有利な財源を活用し、町の特徴を生かした多様な地域間交流を推進することを目的として弁景地域間交流拠点施設としてオロフレほっとピアザを整備したところであります。昨年から指定管理者であるオロフレリゾートでは、冬季期間についてSNS等により積極的かつ効果的に情報発信し、利用を促進する取組を強化しておりますが、地球温暖化の影響もあり、良好な環境で利用できる日数の減少が課題となっております。この課題を解決するため、シーズンを通した施設の利活用について指定管理者においても町民有志と知恵を出し合い、新たなアウトドア活動の展開による集客など様々な取組を検討しているところであります。こうした動きを生かし、町では本年度から有利な財源を活用し、町内の団体、有志やアウトドアの専門家、企業などによる新たな魅力と産業づくりを協議、検討し、機運の醸成を図る取組を計画しております。町といたしましては、環境の変化に対応し、新たな視点も取り入れ、当該施設の将来展望、役割を検討、広く議論する中で判断する考えでありますので、ご理解をいただけますようお願い申し上げます、ご答弁といたします。

○議長（長内伸一君） 5番、山本勲君。

○5番（山本 勲君） ありがとうございます。答弁の中から再質問をさせていただきます。

生ごみ堆肥の製造、生ごみ回収は、慎重な検討を要し、町民への周知に時間がかかるため、本年度も現行のまま継続するという理解はいたしました。本年2月以降の新型コロナウイルス感染対策の対応を最優先している中で本格的な検討は今後にし、本年度中のなるべく早い段階で将来に向かって実効性の高い方向性を見いだしていく考えと答弁いただいているのですけれども、第5次行政改革実施計画の中の生ごみ製造や回収の廃止はせず、まだこの先も生ごみ堆肥製造を行うし、生ごみ回収もしますということでのいかお伺いします。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） ご答弁を申し上げたいと思います。

今山本議員がおっしゃったようなことにつきまして、本年度中の早い時期に将来どのような在り方がいいかということの方角づけしていきたいという考え方で今後調整していきたいということでご理解をいただければと思っております。その際には、町民の皆様もそうですけれども、議員の皆様との意見交換も十分させていただいて判断をしていきたいと、このように思っているところでありますので、ご理解をいただければと思っております。

○議長（長内伸一君） 5番、山本勲君。

○5番（山本 勲君） ありがとうございます。この件に関して、長年にわたりたくさんの人たちがいろんな場面で議論を重ねてきていると思います。実際前回の一般質問でも真鍋議員のほうからいろんなご意見とか、今後の在り方について議論されたのですが、これからの将来や今の変化がとても多い時代に何が最重要課題なのか、循環型社会の形成なのか、環境保全なのか、財政的なことが大事なのかを見定めて、まず行ってみるということ

が大事なことではないかなと思います。なるべく多くの皆さんで考えて行動してはいかがですかということで質問を伺います。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 最初の答弁、2回目の答弁と重なるところがありますけれども、様々な経緯をもって行政改革に位置づけられたことだというふうには認識をしているところでありまして、行政の継続性というものを十分留意を図りながら、一方で長年この生ごみの回収ですとか、循環型社会の形成に向けた取組というのはもう十数年の歴史を刻んできている町の先進的な取組の一つになっているという認識もありますし、また当時以上に今の社会というのは環境負荷への軽減が全世界的に求められている中で大切なのは行政コストがどのような意味合いを持つかということも十分皆さんと共通理解が図られるような、そうした検討を今後進めていきたいというふうに思っておりますし、そうした議論を役場内並びに皆さんとともにした中で実効性の高い方向性を見いだしてまいりたいと、そのような考えで現段階ではいるということでご理解をいただければと思っております。

○議長（長内伸一君） 副町長。

○副町長（黒崎嘉方君） すみません。堆肥センター、堆肥のことも1定の質問なんかを踏まえておっしゃられていたと思うので、ちょっと私のほうからお答えさせていただきたいと思っておりますけれども、堆肥センターの運営については今年本当はこういうことにならなかつたらいろいろ意見を聞いてというような場面も設定してとっていたのですけれども、今のところできていないのですけれども、私がいろんな農業者の方々と機会あるごとに意見交換は行ってまして、そういう中では行政経費の負担の軽減の面から否定的な意見を言う方もいらっしゃいますし、あるいは良質な堆肥だということを非常に評価して継続を求める声もたくさんあります。さらに、運営の仕方もっと工夫すればいいでしょうというようなご意見もいただいています。ほかに、農業的な他用途のこともいろいろアイデアを出される方もいらっしゃいまして、事あるごとにですけれども、貴重な意見を聞きながら議論をしているような状態が今続いているということでございます。それで、今年堆肥センターの株主総会がありまして、書面決議にはなってしまったのですけれども、その中で今年はそのような検討体制をしいて町内の方々といろいろ意見交換をしながら方向性を見だしていこうかなというふうに考えてございます。

いずれにしても、土づくりを通じて堆肥センターは農業振興を図るという目的でございます。ただ、行政改革の計画を見ますと、循環利用の道筋というのはちょっと希薄になるような取組を想定されていたようにも見えますけれども、やはり循環利用とか環境保全というのは大事なことですし、それと併せてごみの減量化、それから集落排水汚泥の活用とか、そういうのももともと農業集落排水という事業でやられていますので、使えるかどうかという考え方は別にして農地還元という要素も実は事業の中に入っているものなのです、農業用排水というのが。そういったこともありますので、循環利用を基本にしながら堆肥センターというのは考えた方がこれからの地域が求めるというか、世論が求める環

境保全型の農業とか地域社会の形成という面で、行政としてのそういうところはやっぱりインセンティブを働かせなければならぬのかなというのも1つ視点の中には考えてございますので、そういうことも踏まえながら生ごみの扱いも含めて検討させていただきたいなと思ってございますので、よろしく願いいたします。

○議長（長内伸一君） 5番、山本勲君。

○5番（山本 勲君） ありがとうございます。

次に、オロフレリゾートのことですが、今年度存廃の判断をされるということで、まず行えることをやってみようということで昨年の9月の議会でも一般質問させていただいたのですが、コロナウイルス感染問題もあり、なかなか思うように行動できない中ではございますが、シーズンを通した利活用について様々な団体や組織が知恵を出し合って取組を行っております。今現在の進捗状況を分かっている範囲で構いませんので、お伺いしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（三松靖志君） ご答弁申し上げます。

進捗状況ということでございますが、先ほどの答弁にもあったとおりコロナウイルスという不測の事態によって思うように進んでいないというのが現状でございます。5月いっぱいキャンプ場も閉鎖していたということで、これからその遅れをまさしく挽回するように取り組んでまいりたいと、このように考えております。オロフレリゾートは、ご存じのとおり夏は閑静で広大な敷地を有する環境にございまして、こういった特色を生かしてどのような層の利用の促進を図るか、多様な地域間交流を実現するための施設でもあります。夏の間においては、そのためには幅広い層の意見を聞く必要があるというのは、議員がご指摘しているところと一致すると思っておりますし、町民の皆様や民間の事業者さんの力をお借りして、財源につきましてもいろんな国や道の有利な財源を活用して検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（長内伸一君） これより休憩といたします。再開は14時10分といたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時10分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番、山本勲君。

○5番（山本 勲君） 最後に、オロフレリゾートの活性化や利活用のためにいろいろな人や物が動き始めている中で今年度の存廃の判断の時期ですが、率直にいつ頃そういうことを決めるのかというのを最後に質問して終わりにしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 一番大事なところを率直に伺っていただいたところでありますけ

れども、先ほど答弁書の中でご説明をさせていただきましたとおり、スキー場の存廃については平成 14 年度に整備されたオロフレほっとピアザ、地域間交流施設の跡利用ですとか、スキー場のリフトの施設をどのようにするかと、こうしたこともセットでどちらにしても方向性を見いだしていく中で議論していかなければならないことであろうと、このように思っているところであります。その様々な課題の解決に向けて今、シーズンを通じた施設の利活用について町民有志の方、昨年ご質問いただきましたけれども、有志の方による新たなアウトドア活動の展開による集客の可能性なども出てきて、5月27日の全員協議会の際にご説明をさせていただきました国のスポーツ庁による補助制度を活用してそうしたことの利活用について幅広く議論をする場を設定していきたいと、このような話をさせていただきましたけれども、実は昨日申請書の内容のとおり採択になったという、そのような連絡も受けておりますので、そうした動きをやっぱり尊重していかなければいけないのかなと、尊重というか、大事にしていかなければいけないと、このように思っております。町といたしましては、当該施設を最大限活用するための方策を地域間交流施設ができた目的でもあります町の特色を生かした多様な地域間交流を推進するという原点も含めて検討し、将来展望、役割を広く議論する、そうした中から方向性を見いだしていきたいと思っております。率直に年次につきましては、そうした環境もあるので、本年度中に存廃の判断をするというのはちょっと難しいかなと、このように思っておりますが、町民の皆さんの期待に応えられるような、そうした環境をつくっていく前向きな検討を行いながら、先ほども生ごみの際にも申し上げましたけれども、行政コストの行革の位置づけたことをございますので、そうしたことも勘案しながら十分な検討をしていきたいと、このように思っているところであります。年次はなかなか言えませんが、前提となるのは大きな設備投資が必要になるまでは当面は存続ということを前提にしてきた施設だと、このようなことを踏まえながら方向性を見いだしていく、今年度は難しいかもしれませんが、スポーツ庁の補助金をいただきながら検討していく中で適切な時期にしっかりと判断をしていくことを基本に進めていきたいと、このように思っておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（長内伸一君） 続いて、2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 1つ目は、生ごみ分別収集廃止の判断についてであります。

質問要旨を読み上げます。本町の生ごみ分別収集について、当初は第5次行政改革実施計画の中で令和2年度から廃止が予定されており、また昨年改定されました壮警町一般廃棄物処理基本計画においてもごみ減量化に向けた普及啓発の強化と併せて、生ごみ収集の廃止が規定されておりました。しかし、町長は、本事案が町民生活に密接に関連した問題であり、行政コスト、ごみ減量化、住民への周知期間、代替施策等を含め、総合的な見地から再検討する必要があると判断され、令和2年度からの廃止を一旦見送り、本事案の是非も含めて改めて協議、検討した上で判断するとの考えを示しておりますが、次の点について伺います。

1 点目、以前示された協議資料で生ごみ分別収集を廃止した場合約 340 万円の経費削減効果があるとされておりましたが、改めてその詳細内容について伺います。

2 点目、排出される家庭系一般ごみには生ごみが約 20%含まれており、また生ごみを分別排出している家庭は 50%以下と推察されるとの説明が当時ありましたが、再度家庭系ごみ排出の現状を伺います。

3 点目、事業系ごみのうち、生ごみの収集を業者に委託しているのは 4 事業所とその当時間いておりましたが、改めてその排出状況についてと収集廃止の場合の事業所の対応、経費負担等についての協議は行われているのか伺います。

4 点目、生ごみ分別収集廃止の場合、町民 1 人当たり年間約 200 円程度の負担増になるとの説明が当時ありました。改めてその内訳と、現時点で考えられる廃止後のごみ減量化の代替施策及びその行政コストについて伺います。

5 点目、町長はいつ頃を目途にどのような協議、検討を踏まえて判断されようとしているのか伺います。

2 つ目の質問事項は、新型コロナウイルス感染症対策としての本町の生活支援、緊急経済対策の執行状況についてであります。

質問要旨を読み上げます。今般の新型コロナウイルス感染拡大に伴う非常事態は、過去に類を見ない極めて異例なケースであり、我々の生活全般に深刻な影響を与えており、国、道からも住民生活や地域経済支援のための緊急対策が出されております。町長は、この非常事態に対応するため、町民が目的と心をつなげて重大な難局を乗り越えるための緊急対策第一弾として町独自の感染防止及び緊急経済対策等を示されましたが、以下の事業推進の現状、進捗等について伺います。

1 点目、衛生資材等整備事業としての保育所、学校、役場庁舎等へのマスク、消毒液、非接触型体温計の整備状況や病院、介護施設、障害者施設への衛生資材等購入費補助金について。

2 点目、商工会が事業主体となり、町が定額補助を行う商工業振興緊急対策事業補助金の相談件数及び申請状況について。

3 点目、宿泊施設及び飲食店に対する上下水道料金の減免と町営住宅使用料の減免の相談及び申請状況について。

4 点目、緊急対策の第二弾があるとすれば、どのような内容でどのタイミングで示されるのか。

以上、お願いします。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 2 番、松本議員のご質問にご答弁申し上げます。

まず、1 番目のご質問の生ごみ分別収集廃止の判断についてご答弁申し上げます。1 点目の生ごみ分別収集を廃止した場合の経費につきましては、平成 30 年 9 月の全員協議会でお示しした資料では費用減となるものは資源ごみ回収委託料のうち生ごみ分として

1,170万円、堆肥センターへの汚泥搬入料40万円の合計1,210万円で、一方費用増となるものは一般のごみ量増加に伴う広域連合負担金の増額分で450万円、新たに汚泥を町外へ搬送し、処理する経費として420万円で合計870万円となり、その差引き約340万円が削減されると試算されております。

次に、2点目の家庭系生ごみ排出の現状につきましては、平成30年度の西いぶり広域連合による構成市町全体のごみ質調査では可燃ごみにおける生ごみの含有率は約18%という報告を受けており、以前の状況とほぼ変化はないものと承知しております。

次に、3点目の事業系の生ごみの排出状況についてですが、業者に委託している事業所は5事業所で、その排出量は平成30年度で約73トンあり、近年は微減傾向にあります。協議については、平成30年度に1度情報提供をしておりますが、今後本事業の在り方の方向性を検討し、説明、協議していきたいと考えております。

次に、4点目の生ごみ収集廃止の場合、町民1人当たり年間200円程度の負担増の内容についてですが、本件は平成30年第1回定例会で答弁したところですが、平成28年度の家庭系生ごみ排出量を可燃ごみ袋に換算して試算し、40リットル袋6,625袋に単価80円を掛けて求めた53万円を町民2,500人で割ったものであります。また、廃止後のごみ減量化代替策につきましては、各家庭におけるコンポストや処理機械の設置補助を検討しておりますが、野生動物を呼び寄せる要因になることも懸念されるため、有効性と影響も含め、慎重に検討を進めているところであります。

次に、5点目の今後の動きについてですが、エコポストによる生ごみ回収の在り方やごみの減量化の考え方などを総合的に検討し、本年度中なるべく早い段階で将来に向かって実効性の高い方向性を見いだしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただけますようお願い申し上げます。

次に、2番目のご質問の新型コロナウイルス感染症対策の執行状況についてご答弁申し上げます。1点目のマスク、消毒液、非接触型体温計の整備状況ですが、マスク6万枚全てが納品済みであり、既に配付先に整備しております。消毒液と非接触型体温計につきましては、全国的な需要の高まりから入手が難しい状況が続いており、納入事業者にはできるだけ早い対応をお願いしているところであります。また、病院、介護施設、障害者施設への衛生資材購入補助金につきましては、5月25日までに全ての申請書が提出され、既に交付も完了している状況であります。

次に、2点目の商工業振興緊急対策事業の相談及び申請状況についてですが、国や道の支援、補助制度を含め、商工会と商工観光課が対象となる会員、事業所を訪問し、周知を図るなど、様々なご相談を受けているところであり、きめ細やかで切れ目のない対応に努めているところであります。また、申請状況につきましては、5月27日現在で69件となっており、6月末日を申請期限と設定しておりますので、早期の申請の呼びかけなどに努めていく所存です。

次に、3点目の宿泊施設及び飲食店に対する上下水道料の減免と町営住宅使用料の減免

の相談及び申請状況についてですが、上下水道料の減免については新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境の悪化等により事業活動が縮小していることを踏まえ、特に影響の大きい宿泊施設及び飲食店、観光サービス業、土産店を町内で経営する 28 事業者に対し上下水道料金を免除しているところであります。また、町営住宅使用料の減免の相談及び申請状況についてですが、6月2日現在で公営住宅家賃減免についての相談件数は7件あり、このうち4件が申請されております。

次に、4点目の本町の緊急対策第二弾の内容と実施時期についてですが、本町におきましては観光業、飲食業等を中心に甚大な影響を受けており、緊急事態宣言が解除されたとはいえ、感染拡大前の状況になるには相当の期間を要すると認識しており、事業者の皆様からも影響の長期化を懸念する声が届けております。今後感染状況や地域経済、住民生活の状況を見極め、実効性のある対策を適時適切に実施する考えであり、国、道の制度や財源措置を最大限活用し、感染防止と町内や圏域の活性化、地方経済再生に向けた取組を国、道及び近隣市町、経済団体等と連携を強化し、力強く推進する所存ですので、ご理解をいただけますようお願い申し上げます、ご答弁といたします。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 私の前に同僚議員お二人が同じようなといいますか、中身の質問をいたしまして答弁をいただいておりますので、ほぼ回答いただいた部分もありますので、要点をまとめて手短かに質問を続けたいと思います。

まず、1つ目の生ごみ分別収集、排出、回収の問題でありますけれども、ここで私が言うまでもなく、これは平成 30 年度を初年度としておりました行政改革実施計画の中で触れられたことでもございました。当時の議会も初めてそれを耳に、目にして協議を数回にわたって進めていったという経過がございました。議会の中身も賛否と申しますか、議論が分かれたことでもございました。それは、皆さん承知のことだと思うのですが、最終的にと申しますか、予定では行革では平成 31 年度から廃止をするということでありましたけれども、議員協議会の内容、それから決算審査の際の議論を踏まえて当時の佐藤町長はもう一年先延ばししまして周知期間を設けて代替施策も精査して、かかるコストも再度精査してその方向で進めたいというのがその時点での大まかな方向性であったわけでありまして。そういったことがありますと議会も、まず自分たちのこと言いますと、どうもそれで議論が止まってしまう傾向にあって、何も結論は出ていないのだけれども、1年先延ばししたので、その間一休みみたいな雰囲気がある。翻って行政のほうにも、これ分かりませんが、どうもゴールが先延ばしになったことで本来は行政の結果は出ていないのだけれども、その協議を深めようとか、さらに進化させようという意欲もあまり感じない。それが証拠に、議会からも呼びかけませんでしたけれども、行政のほうからも積極的な協議会の開催等もなかったというのが、これは自分のことも含めてそういう事実があったと思うのです。その間住民においては、広報等で一般廃棄物処理計画の中で活字として廃止するということが出ているわけでありまして、そうなるのだろうと思いつつも、それが

先延ばしになっていると、これが現状であると思うのです。

実際今がコロナが蔓延して大変なものも理解いたしますし、果たしてこの時期にこの質問はと思いましたが、やはりどこかで発言をしておかないとこういった行政課題が後回しになっていく、ひいては住民の間で行政に対する不信だったり、落としどころが見えなくなってしまうというようなことにつながりかねないということもございまして手を挙げた次第でございます。タイミングよく同僚議員からも質問出ておりましたし、実効性のある結論を今年度の早い時期に示すという答弁いただいておりますけれども、もう既に今年度の早い時期は今ではないかと思っておりますが、それは置いておきまして、その上でこれから細かい質問したいと思うのですけれども、細かいというか、質問事項に書いてございましたが、先ほど言いましたように9月の決算前ぐらい、平成30年の、その際に議会からもより精査された資料頂いて、それをたたき台に議論したいという申出をさせてもらって議論の場を設けたのです。その際の資料にあるものが今出てきた例えば分別収集廃止後の行政コスト削減効果マイナス340万ですとか、町民1人当たりの負担額212円負担になりますよと。要するに2年前といたしますか、平成30年9月の時点、もっと細かく言うと、それは7月の資料も同じだったのですけれども、その資料の数字、では現在これは再度見直しをしているのか、する必要がないのか、今もこの数字はある意味検討資料として生きているのか、この辺のご見解をまずお伺いしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 私からご答弁を申し上げます。

先ほど質問へのご答弁、最初の答弁のとおり、この340万円の経費節減効果の資料については先ほどの説明のとおりでもあり、今ご質問のとおりでもありますけれども、この試算の中で検討は何もしていないということではなくて、試算の中で考慮されていない事項もあるのではないかとこの観点で、例えば資源ごみ回収の委託廃止に伴う受託者の雇用の問題ですとか、それに伴う影響はどのようになっているのか、事業系の生ごみ排出事業者の皆さんと廃止した場合、委託の経費があるわけでございますけれども、新たな契約が出てくると、ご質問の何点目かにあったと思うのですけれども、そうしたことへの議論が十分なのかどうか、ご質問にもありますけれども、あと広域連合への負担が実際計算されている負担増が450万円で、今新しい中間処理施設ができようとしている中でこの負担の妥当性というものがあるのかなど、行政の継続性ということに考慮しながらも再検討をやっぱり要すると。このような考え方に立って行政改革の中の位置づけのとおり妥当性のある経費節減効果が見られるのか、そうしたことも検討しておりますし、先ほどの山本議員のご質問にもご答弁を申し上げましたとおり長年根づいている、ちょっと大きな話になりますけれども、住民の皆さんに環境負荷を与えないということで根づいているこの事業を行革という名の下に、今まで培ってきたものを時代背景を考慮した場合にそうした行政判断が時代の要請に応える判断になるのかどうか、そうしたことも十分検討していかなければいけないのかなと思っておりますし、やはり議員さんのそれぞれの皆さんのご意見ですと

か、一旦は決められていたようにも思いますけれども、最終判断については議会にご報告をするタイミングがなかったのかもしれないし、広報等での活字になったということでもございますけれども、詳しい中身については周知をさせていただいていないものというふうに思っているところであります。こうしたことから、再検討を慎重にしながら、最初の答弁のとおり実効性の高い方向づけをしていきたいということでもございますので、ご理解をいただければなと思っております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 多少予定が狂いまして、最初答弁いただいた中身についてはご指摘のように平成30年の9月の資料そのままですから、役場庁内ではほとんど協議もされていないのではないかということで、精査という意味ですよ、むしろ再試算が必要だろうという立場で、同じ考えでそういうことをした上で、日にちたっていますから、判断すべきなのかと思っておりますけれども、答弁が答弁で、このようにお答えになっているわけでしょう。だから、それをでは土台にして判断するのですかと聞いたわけです。そうではないということでも分かりましたので、先行きます。

それで、先ほど言いましたように、議会のほうも協議をさせてもらうということで平成30年9月の、しつこいですが、そこでの資料と説明があったのです、行政の。私は、当初からどちらかといいますと、今町長が後段述べておりましたけれども、環境負荷軽減策を十数年歩んできた町としてはそれをやめるということはどうなものかと、それは文化でもあり、先人、我々も含めて築いてきたものであろうというふうに思いましたから、多少の行政コストがかかっても必要ではないかという軸足を持って質問しておりました。ただといいますか、それで最終的に1年延ばしてはいますが、方向は変わっていないという立場の行政の説明であります。最優先すべきは発生抑制や減量化の取組であって分別ありきではないのだと。生ごみ分別収集、堆肥化というのは、資源循環、非常に社会的技術を要する高度な言わば事業であると、そのとおりだと思います。それで、実際全国で、当時の数字ですよ、生ごみ分別収集を行っている自治体は全国で13%、道内は多いのですけれども、45%、その上でうちの町の実態、先ほど答弁では18%、これは広域連合がすぐ出してくるのです、速報値を。去年の実態、一般ごみの中の生ごみの含有率、だから速報値ですけれども、30年のときは28年か26年の資料で20.56%だったかな、分別収集始める前が41%ぐらいだった。ですから、半分に減っているから、それを推察すると現在まで一般家庭の分別排出をしているところは半分ちょっと下がるだろう、それが実態なのだということの説明を受けて、そういう高度な行政コストをかけて50%の一般家庭は協力してくれているのだけれども、50%は協力していないわけで、そして何よりも資源循環というのが成り立っていないという現状、それから何よりも先ほど言ったように分別ありきではなくて、発生抑制や減量化を進めることを代替施策としてより進めていって、それを進化させて、そして待ったなしの財政健全化、要するに行革の一環として行うのだというのでどう

か理解をしてくれと、こういうことだったのです。

ただ、そこまで言われたら、それしかないのかというのは、当時の僕の考え方です、ここの中の。だけれども、それにしても周知期間が短過ぎるだろうということで、少なくとも周知期間を置くことと説得することと代替施策をよりもっと補助も含めてですけれども、メニューを出して行政のコスト、それから住民の負担も含めてお示しになって伝えていくべきだということでしたつもりなのですが、どうも先ほどからのご答弁で、結論ではないですけれども、環境負荷軽減のほうにシフト、軸足を置いてこの施策を見ていらっしゃるのかなと、そう感じながらいるのですが、いずれにしても先ほど町長もお話しになったような再度試算されまして、いろんな意味のコスト、その上で回収をやめた場合の代替案としてのどんなことができるのか、そんなことも含めたことを整理されて再度やっぱり議会に対しても早期に協議の場を設けていただいて、その前に庁内の、役場内の協議が必要なのでしょうけれども、町長も何回もおっしゃっていますが、理事者も担当者も替わっていますが、やっぱり行政の連続性からいうと、そちらの方向を戻すというのは相当なエネルギーも当然内部の確認も必要だろうし、ましてやそれを議会も住民も見ているわけですから、そういった意味でもう一回フリーにしてと申しますか、その辺の理由づけも必要なのでしょうけれども、その協議の場を早期に設けていただきたいなということに尽きるので、もう話がなくなってしまったのですけれども、よろしくお願ひしたい。

ついでに、この生ごみ分別収集と不可分の関係にある堆肥センター、これ3月の議会で真鍋議員が質問されておりまして、なるほどと思ったのが、なるほどといいますか、汚泥の経費が420万でしたか、あの当時、これまた30年の9月の行政コストが、分別収集やめた場合の汚泥を町外で処理しなければ駄目だと、それが多分苦小牧の業者になるだろうと、それが420万かかる。ということは、今現在今後かかる420万がかからない状況にあるのだから、言い換えると420万のコスト削減効果を今やっているのと、こういう見方もできないことはないのだなと思ってやり取りを聞いていたのですけれども、それと生ごみ堆肥、ここでそもそも論の質問をさせてもらいたいのですが、堆肥センターの運営に関して、武田先生の指導で施設の運営といいますか、コントロールというか、シフトとかいろいろなものを見直しされて効率化が進んだ、そして実態として量産体制を図り、人員も削減しつつ、質を保持しながらですけれども、そして良質で、しかも売れる堆肥、販売高、販売も増進させたいと。そうしてくると、生ごみ堆肥の10槽のうち3槽使っているのがやはり無駄になってくると、効率化や量産体制を考えるとということだったと思うのです。恐らくその辺の指導、アドバイスにのっとりた形で堆肥センターも生ごみ堆肥の製造中止のほうに行っていたのかなと思っておりましたが、そこでまた、すみません、長くなりまして、確認なのですが、堆肥センターの予算、事業計画、毎年似ていますが、目標値が販売2,500立米なのです。実績が1,249、50%、達成率が。予算では2,500立米作って740万、750万ぐらいの売上げを予想していますが、実態が1,249立米ぐらいで669万8,000円だったか、30年度、そういう数字のロジックというのか、その辺はどうなのでしょう。もう一回言い

ます。2,500で740万の目標なのだけれども、1,249立米で何で669万円でしたか、そのぐらいになるのか、2,500達成すれば収入も倍になったりしないのですか。

それと、もう一つ、この2,500立米は蓄積発酵槽10槽あるうちの3つを生ごみ堆肥を使った上でやる、要するに7槽使ってやるという目標なのですよね。改めて聞きますが、その2,500立米というのは可能なのですか、机上の空論なのですか、無理なのですか、できるものなのですか、すみません、そもそも論で恐縮ですけれども。

○議長（長内伸一君） 答弁、副町長。

○副町長（黒崎嘉方君） 今のご質問で、私も堆肥センターの運営を何とかしようと思っ
てあらゆる角度から実は分析しています。おっしゃるとおり、今年も実は令和2年度の堆肥生産の販売計画とか、そういうのを株主総会におかけして承認はいただいているのですけれども、28年度、27年度、そのあたりで武田先生の指導もあって新しい目標設定になっているのです。それが2,500立米ということで、トンと計算するのはちょっと頭悪いので、できないのですけれども、それが目標になっているということで、そういう段階できちっと精査されているので、机上の空論ではないのだろうというふうに思っています。ただ、実態言いますと、家畜の堆肥も実は原料等では2,500、これはトンなのですから、2,500トン年間受け入れてこれだけのものを作っていくという計画にはなっているのですけれども、実際に堆肥の受入れ量が皆さんご存じのとおり町内の堆肥と、それから外から来る堆肥と両方混ざっていますけれども、実はあまりその量に届いていないのです。したがって、年間に生産する量が限られてしまうものですから、前年からの持込み分と合わせて大体立米でいうと1,500立米ぐらいが毎年売られているので、700万ぐらいしか収入がないというような実態で、これを少しずつ、急に2,500立米を作れといっても今のメンバーとか働き方とか、それからそっちから来る家畜ふん尿、そっちのほうの量もあるので、なかなか急激にその目標には達成はできないと思っています、すぐは。ただ、私どもとしては、売上げ目標も上げていけば行政コストも下がりますので、その分ですできるだけ増産し、それから売りのほう、品物は非常に28年以降すばらしい評価をいただいています。町内の農家の皆さんからもいいと言われていて、使っている方々からは、販売のほうも、実は今年の1月、2月にいっぱい歩いて申込みを取ろうと思ったのですけれども、それがちょっとできなかったものですから、今インターネットなんかの広範囲な販売も含めて販売量の確保と、それから生産量の少しでも増強というのを図っているところでございます。目標は目標で、当時きちっと生産されたものだと思うので、そこがまた正しいのかどうかも今含めてちょっと私のほうで検討はさせていただいていますけれども、目標値に近づくような形を年次を追って増やしていきたいというような計画を今考えているところでございます。

○議長（長内伸一君） 町長。

○町長（田鍋敏也君） 私のほうからは、先ほどの答弁と重複するところがあるかもしれませんが、生ごみ回収の今後の在り方、方向性についてご答弁を申し上げたいと思

っておりますが、先ほどの答弁と重なるところはありますけれども、現段階におきましては行政の継続性に配慮しつつも、本事業も含め行革で廃止等の計画なされているものにつきましては改めて背景、目的、先ほどのオロフレスキー場の議論も同じかなと思っておりますが、それと現状、数字がどのようになっているのか、そして議員の皆様、そして町民の皆様がどのような意見をお持ちなのか、こうしたことと財政的な効果と地域経済、雇用に与える影響などを総合的にやっぱりいろいろ勘案をして検証をしていながら、庁内で再検討して議員の皆様と協議をさせていただきながら方向づけをしていくべきかなと、このように思っておりますので、ぜひこちらからも協議の場を、新型コロナウイルスの関係もあって実際にこの3か月、4か月はそちらの対応を優先していたということは事実であって、率直にそれだけを見ると進んでいないというご指摘はそのとおりだと、このように思っておりますけれども、念頭に置いてやはりスケジュール感を持ってやらなければいけないことであると思っておりますので、こちらからも協議の場を設定させていただくため、そのために役場内の議論を十分していきたいと、このように思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） よろしく願いいたします。

堆肥センターのことも含めて話し出すと、広がってしましまして終わらないので、やめておきますが、今副町長お話あったように上質だと言われて、質の評価、ほかからも言われている、そして今販売ルートで伊達農協が去年からでしたか、販売に当たっていただいているみたいなこともありまして、町内にとらわれず、町外にも販売していくのだろうと。そうして、評価を受けているのは当然畜ふん堆肥ですから、その生産量を増やしていくとなると発酵蓄積槽の3つ、生ごみ、汚泥対応の部分が厄介者になってくることはないのかという懸念がありますけれども、ある意味堆肥がいい意味で評価を受けてどんどん販売がいくと、それをやめましょうという話、逆に出てくるかもしれないなと思ながらこの話ししていますけれども、それはそれとして、ぜひ農家の方の意見もそうだし、また認定農業者の6割がこの堆肥を使っている、評価も高い、そして分別収集も文化として育ったのですけれども、土づくりについてもうちの町は堆肥センターがあるおかげといいますか、それを通して武田先生の指導もあったのですけれども、若手農業者を中心にそういうのが醸成、組織化されている、これも事実です。そういうことは大切にしていきたい、農業振興として。ですから、その良質堆肥を作る農業振興のある程度のコストは必要だろうというふうに思います。

もう一つ、生ごみの回収について、ほかの大きな町、もっとも大都市行ったら生ごみ回収なんかできていませんけれども、分別収集なんかしていませんが、道内45%ありますが、ほとんどが有償、無償は別としてもやっぱり生ごみを堆肥化してやるというのは地域還元ですので、要するに生ごみを分別収集するという住民福祉サービスの一環で、多分売れても大したことないやつを原価とらわれずに地域に還元しているのが実態だと思うのです。

でも、うちの町は、行革、財政が逼迫しているので、その余裕がないと。だから、340万にすぎたわけではないけれども、やめるのだなというふうに理解していたわけです。内心とは別ですけども、やむを得ないのだろうと。

また戻りますけれども、いずれにしましてもそういった経緯があって現時点があると。そして、いろいろコロナがございましたし、理事者も替わって担当も替わったけれども、行政課題というのは変わらないですつといるのだよということを鑑みますと、議会は議会でもやっぱり我々も議会の責任として早めのこの協議を進めるということをごひ長内議長にも要請しながら、議会としても取り組みたいと思いますので、町長のほうもその姿勢でお願いしたいというようなことをお願いして、この質問はやめます。

2点目に至りましては、もう85%回答いただいているので、コロナ対策、数字も出していただきましたし、佐藤議員のやり取りで承知いたしましたので、まず最初にこの問題について町民に対するメッセージを例えば見やすい広報の紙面ですとか、町長自らが防災無線を使って音声メッセージを出すとか、それから町長自らこれも各事業所に電話でやり取りをして状況あるいは補助の説明をするとか、そういった姿勢は私は非常に評価をいたしております。こういう類を見ない難局にあっては、やっぱりトップリーダー自らがそういった姿勢を示していただいて住民の目線でお話をするというのは非常に大切なことだろうと改めて評価をいたしたいと思います。その上で、また町独自の施策も早めに立案されて行っていることも評価したいと思います。回答いただきましたけれども、独自の商工業振興緊急対策事業補助金69件、143万円の実績だと。これは、全体事業者の何%ぐらいになるのかということ、細かいですけども、確認できますでしょうか。

それからついでに、市のほうというか、新聞報道しか知りませんが、登別や伊達などでは持続化給付金ですとか雇用調整交付金、国の制度についても説明を商工会議所と一緒に受けて申請手続を支援しているみたいな話を聞くのですが、うちの町、商工会でもそういった手続の支援、応援みたいなことは行われているのでしょうか、実態があればお伺いしたいと、この2点だけですけども。

○議長（長内伸一君） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（三松靖志君） ご答弁申し上げます。

商工業の対策事業の69件でございますが、これは商工会の正会員数は現在79会員でございますが、5月27日現在の数字でございますが、67会員、2件は新規でございますので、正会員数でいいますと85%が開始後3週間以内に申請を済ませているということでございます。

それから、2点目のご質問でございますが、他市においては商工会議所等が国、道の支援制度についても対応しているということでございますが、ご指摘のとおりでございますが、当町におきましても壮瞥町商工会が国、道の制度も含めまして小まめに足で回って説明をしているというわけでございます。庁内協議でそういった相談窓口を設けるかどうかについても実はこの制度設計の際に議論したところなのですが、商工会は確定申告から経

営指導に至るまで 79 事業者の言わばホームドクター的な役割を担っておりまして、どの事業者さんがどういった実績で、確定申告の数字等にも精通していますので、申請があった場合にはもう申請に必要な書類というのはほぼそろそろようなところまできめ細やかに対応していただいておりますし、また国、道の制度微妙に違う点もきちんと嗅ぎ分けて、それも事業者さんのほうに丁寧にご説明いただいているところがございます。ですから、町長の答弁にもありましたけれども、当町の商工業の緊急対策事業の補助金は言わばそういった道とか国の助成制度やや遅れてきたり、制度が難しかったりする部分の要はつなぎ的な役割を担ったということで、申請されている方からも評価をいただいているというようなことも伺っていることを申し添えておきます。

以上です。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 了解いたしました。本当に非常事態、さきに類を見ないような状況下にありまして、前例がない判断や結論が見えないところを先行で事業を進めなければいけないというような本当にデリケートといえますか、極めて慎重な判断と、それから果敢な判断が必要な立場にいらっしゃると思いますけれども、ぜひこれからも住民に寄り添った形で、そして事業所だけではございませんで、先ほどあった学校の生徒の問題、家庭の問題、いろんなことございますけれども、改めてこの先について町民に勇気をいただけるような最後に町長からのメッセージ性のあるコロナ対策の今後を見据えてお話しいただければ、これを最後にしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 今後のコロナ対策についての考え方でございますけれども、町ではこれまで対策本部を設置しまして感染防止対策として学校の休業や公共施設の閉館などを行ってきたところでありまして、町民の皆様には大変な日々をお過ごしであり、また特に観光、飲食業を中心に甚大な影響を受けていることでもあり、今後長期化が予想されており、本当にこれからどうしていったらいいのか日々悩まれている方が多いというふうにご実感しております。町では、町独自の対策も含めて国、北海道等が活用できる支援策を十分準備していただいているところですが、このようなことを町の税の猶予制度も含めて有利な財源を活用できるものは活用していただくような、このような切れ目のない対策を実施しているところでもあり、今後も実施をしていきたいと、このように思っております。国においては、また補正予算が明日、地方創生臨時交付金の補正も含めた、2兆円を含めた補正予算が成立すると、このように報じられておりますので、配分額はまだ分かりませんが、そうしたものを十分活用しながら、議員の皆さんとも相談をさせていただいて力強く施策を実施してこの難局を乗り切っていきたいと、このように思っております。本当に影響の長期化が懸念されているところでもありまして、一方で感染防止の徹底というものをしていく、備えていくことも怠りなくやらなければならないということでありまして、同時に経済の持続、再生に向けた取組が必要と考えております。これまで

経験したことのない危機ではありますが、私たちが経験してきたことを糧にしながら、次のタイミングを失さないように適宜適切な時期に様々な効果的な対策を講じていきたいと、このように思っております。町民の皆様と目的と心を一つにしてともに乗り越えていきたいと、このような思いでありますので、皆様方にはご理解とご協力を賜りますようお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） これにて一般質問を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（長内伸一君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

6月12日の議事日程は、当日通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

（午後 3時00分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

令和2年壮瞥町議会第2回定例会会議録

○議事日程（第2号）

令和2年6月12日（金曜日） 午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第37号 農業委員会委員の任命について
議案第38号 農業委員会委員の任命について
議案第39号 農業委員会委員の任命について
議案第40号 農業委員会委員の任命について
議案第41号 農業委員会委員の任命について
議案第42号 農業委員会委員の任命について
議案第43号 農業委員会委員の任命について
議案第44号 農業委員会委員の任命について
- 日程第 3 議案第45号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 4 議案第46号 壮瞥町特定公共賃貸住宅設置及び管理条例及びママと考えた子育て応援住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第47号 壮瞥町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第48号 壮瞥町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第49号 壮瞥町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第50号 令和2年度壮瞥町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第 9 議案第51号 令和2年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第52号 令和2年度壮瞥町集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 報告第 1号 令和元年度壮瞥町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第12 選挙第 1号 選挙管理委員及び同補充員の選挙について
- 日程第13 意見案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
- 日程第14 議案第53号 令和2年度壮瞥町一般会計補正予算（第4号）に

ついて

日程第 15 各委員会の所管事務調査について

○出席議員（9名）

1番	菊地敏法君	2番	松本勉君
3番	佐藤恣君	4番	加藤正志君
5番	山本勲君	6番	真鍋盛男君
7番	毛利爾君	8番	森太郎君
9番	長内伸一君		

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町長	田鍋敏也君
副町長	黒崎嘉方君
教育長	谷坂常年君
会計管理者	阿部正一君
税務会計課長	
総務課長	庵匡君
企画財政課長	上名正樹君
住民福祉課長	齊藤英俊君
商工観光課長	三松靖志君
産業振興課長	木下薫君
建設課長	澤井智明君
生涯学習課長	河野圭君
選管書記長(兼)	庵匡君
農委事務局長	齋藤誠士君
監委事務局長(兼)	小林一也君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	小林一也君
------	-------

◎開議の宣告

○議長（長内伸一君） これより本日の会議を開きます。
（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（長内伸一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長内伸一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において
5番 山本 勲君 6番 真鍋盛男君
を指名いたします。

◎議案第37号ないし議案第44号

○議長（長内伸一君） 日程第2のうち議案第37号 農業委員会委員の任命について並びに議案第38号 農業委員会委員の任命について並びに議案第39号 農業委員会委員の任命について並びに議案第40号 農業委員会委員の任命について並びに議案第41号 農業委員会委員の任命について並びに議案第42号 農業委員会委員の任命について並びに議案第43号 農業委員会委員の任命について並びに議案第44号 農業委員会委員の任命についてを一括議題といたします。

議案第37号から議案第44号に対する質疑を受けます。

3番、佐藤 恣君。

○3番（佐藤 恣君） 質問いたします。

今回の提案は、平成28年の法の改正でこのような方式で委員の任命は2度目でありませう。この任命については、まだ多くの皆さんには理解されていない面もあるのでないか。今回の任命に際し、理解を深めたいので、以下質問したいと思います。

壮瞥町農業委員会候補者評価委員会運用要領第2条で町長の求めにより委員会候補者の評価を行い、町長に報告すると規定しております。この定めにより行われたことが昨日の議案提案説明であったと理解しますが、普通評価というと、一般的に評価というと点数化だとか、それからこの人は適任だとか非適任だとかという評価と考えがちですが、この評価委員会で評価ということはどのような内容を指して評価して町長に報告しているか。また、候補者評価委員会の評価委員の組織、これは氏名でなくて職名でよろしいですが、どのような形でこの評価委員会は組織されているかについて最初に伺います。

○議長（長内伸一君） 答弁、農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（齋藤誠士君） ご答弁申し上げます。

質問2点あったかと思えます。まず、どのような形で評価をするのかということですが、今回評価委員会では7つの項目について評価をしております。1つ目が地域農業者からの信頼及び農業の発展に寄与したいとする熱意、2つ目が農業への識見、3つ目が年齢、これは若い方のほうが有利になるということです。それと、4つ目が地域農業への貢献、これは農業関係の役員を務めている、あるいは公職歴がある、また農業関係で各種表彰歴があるという方が加点されるということになります。それと、本人の人格、職務に協調性、社会性がある者、その他評価すべき事項ということの7項目で評価をしております。なお、それぞれ加点をされるわけなのですが、総点数が30点を超えない場合、それと過去に犯歴のある方については適格ではないということで評価をしております。また、女性の候補者について、それと利害関係を有しない候補者について前項の項目で得た得点にさらに加点をするという形で評価をしております。なお、女性の候補者と利害関係を有しない候補者については、重複で加点することが可能となっております。

続きまして、2つ目の質問ですが、農業委員会の候補者評価委員会の構成ということで、構成は副町長、総務課長、産業振興課長、農業委員会事務局長と農業委員会事務局職員並びにその他町長が必要と認める者という形で構成をされますが、今回その他町長が必要と認める者についてはおりませんでしたので、5人で構成をされております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 分かりました。やはりいろいろな7つの観点で評価して点数化して、そして町長に報告したことはよく分かりました。

そこで、今組織の中で総務課長という言葉がありましたけれども、評価委員会運用要領の第3条、組織の中には総務課長という言葉はないのですけれども、これはどうなのでしょう。この条例の中では、副町長、産業振興課長、産業振興課長補佐、農業委員会事務局長、農業委員会会長または農業委員、ただし候補者を除くというような規定ですけれども、総務課長この条例の中ではないのですけれども、入った理由はどのような理由でしょう。

○議長（長内伸一君） 答弁、農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（齋藤誠士君） ご答弁申し上げます。

壮瞥町農業委員候補者評価委員会運用要領につきましては、本年2月1日に改正をしております。役場の機構改革がありましたので、その状況に即したものであるということで機構改革の関係で変更しております。副町長、産業振興課長については、従前どおりでございます。当時2年2月1日現在では、産業振興課長補佐というのが該当者がいなかったということで削除いたしました。農業委員会の事務局長についても現状のままです。農業委員会の会長と農業委員ということですが、改選時に再選の申込みのない農業委員が評価委員会の委員になってしまうということもあって、公平性がないということもあって削除をして

おります。この関係で総務課長につきましては、新たに追加をさせていただいております。また、農業委員会の事務局の職員についても新たに追加をしております。それと、最後にその他町長が必要と認める者につきましても今回の改正のときに新たに追加をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

次に、議案第 37 号に対する討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 37 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 37 号 農業委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第 38 号に対する討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 38 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 38 号 農業委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第 39 号に対する討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 39 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 39 号 農業委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第 40 号に対する討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 40 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 40 号 農業委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第 41 号に対する討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 41 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 41 号 農業委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第 42 号に対する討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 42 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 42 号 農業委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第 43 号に対する討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 43 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 43 号 農業委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第 44 号に対する討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 44 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 44 号 農業委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案第 45 号

○議長（長内伸一君） 日程第 3、議案第 45 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

6 番、真鍋盛男君。

○6 番（真鍋盛男君） 新型コロナウイルス感染症対策費で仲洞爺キャンプ場、それから西湖畔の船揚げ場、それから梅公園の閉鎖ということで、それに係る費用が 385 万 9,000 円計上されております。それで、ちょっと金額的に大きいなと思って 3 か所ちょっと見ってきました。そうすると、仲洞爺キャンプ場のほうにほぼこの金額集中して使用されているのかなと思います。この状況を見た中でこんなに防護柵というか、を張らなければいけないのかなという印象も受けたのですけれども、この事業の趣旨というか、あれだけ仲洞爺キャンプ場の周辺を囲った趣旨と、それから材料費、それから人工賃等々を教えていただければと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

まず、今回の措置の趣旨ということでございますが、提案理由説明でもご説明したところだと思いますが、特に 3 月、4 月、ゴールデンウィークを控えてコロナウイルス対策に対する感染状況がどんどん、どんどん悪くなっていく、その一方で道あるいは国が求める

自粛が必ずしも徹底されていないと、そんなような現状あるいは報道を見て町のほうでは順次段階を追って公共施設の閉鎖等の対応してきました。それらを経た上で、ゴールデンウィークの直前になって知事を含めた連名で都市封鎖に近い、そういう行動自粛を求めますという公表があって、いよいよこれはちょっと状況が悪化しているというふうに町側としては認識をいたしました。それで、屋内施設は鍵を締めれば閉鎖はできますけれども、屋外は物理的に一定程度閉めないで完全な閉鎖というのは難しいだろうという判断に立って先ほどご質問にあったような3施設及び周辺に対してロープであったり、バリケードであったり、そういう形で物理的に人が入れないと、そういう状況をつくったと。結果的にその後町内、少なくともそこを拠点とした感染は出ていないというふうに認識をしておりますので、必要性がどうかと言われれば、現段階では何ともいえませんが、あの当時の段階としては町としてはでき得る手段を取って感染防止に努めるべきと、そういう判断をしましたので、そのような措置になったということをご説明しておきたいと思っております。

その上で、仲洞爺のほうに集中しているということですが、実際に今回の380万のうちの仲洞爺分というのは130万ほどでございますが、必ずしも集中しているわけではございません。実は、仲洞爺に関しては当初予算で仲洞爺キャンプ場の周辺、もちろん開けるという想定で当時はおりましたから、想定でキャンプ場利用者の方、お金を払わずに近隣の空き地でキャンプをして通常にお風呂を使ってトイレを使ってという状況がお金を支払って正規に泊まられている方との間で不平等が生じると、それで昨シーズンも利用者間のそういう苦情に対して大変指定管理者側が苦慮したという経過があって、近隣の土地あるいは駐車場のところも柵を打っております。それが残っているもので、ひょっとしたらそれもひっくるめて非常に多いコロナ対策措置というふうにとられたかもしれませんが、純粋なコロナ対策措置というのは先ほど言ったような額の範囲です。その両方が残っているということです。それから、仲洞爺キャンプ場に関しては、現在も休業しておりますので、当初予算で見た分もそうですが、今回コロナ対策で見た打ったものもそのまま残っています。ただ、それ以外の壮警公園ですとか、あるいは船揚げ施設に関しては5月の末で撤去しておりますので、今も見ただけでいうと仲洞爺に集中しているように見えてしまう嫌いはあるのかなというふうに認識をしております。

それから、経費の内訳に関してですが、380万のうちの資材費が81万7,000円ですか、が資材費になっていまして、これは町として購入をするものでございますから、今後このような状況が発生したときにその資材を使いますし、あるいは場合によってはそれ以外の何らかの緊急措置をするときにも使えるかなというふうに思います。労務費としては、大体150万ぐらいです。それは、正規の見積りを取って発注をした内容でございますので、特別高いとか安いとかということではないと思っております。それら以外に運搬費ですとか安全管理費、施工上の必要な経費を乗せて経費総額としては380万に至ったということでございます。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） これにて質疑を終結いたします。

これより議案第 45 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 45 号 専決処分承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第 46 号

○議長（長内伸一君） 日程第 4、議案第 46 号 壮警町特定公共賃貸住宅設置及び管理条例及びママと考えた子育て応援住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

8 番、森太郎君。

○8 番（森 太郎君） この条例改正については、特に異議あるものではございませんけれども、今回この条例改正が提案された背景がもしあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、建設課長。

○建設課長（澤井智明君） ご答弁申し上げます。

この 2 つの条例について家賃等の減免、徴収猶予の規定を設けた理由についてなのですが、町営住宅の条例にはこれら減免ですとか徴収の猶予規定が設けてございますけれども、今日現在特定公共賃貸住宅と子育て応援住宅につきましてはコロナウイルスの影響を受けて家賃の支払いが苦しいよという方の相談は受けてはおりませんけれども、今後新型コロナウイルスの感染症の影響が長期化するのではないかと。この影響によってまた特公賃、子育て応援住宅に住まわれている方の収入も著しく減少することも考えられるということとか、また将来的に同じような社会的影響の大きい感染症ですとか、地域性でいうと有珠山噴火のときにこのような事態に陥るという場合も想定できますので、このように特別な事情によりまさに家賃の支払い、生活自体に困窮しているというこの 2 つの住宅の入居者が家賃の減免ですとか徴収の猶予を受けられるような規定を設けることが望ましいのではないかなということで今回提案させていただいたものでございます。

それで、家賃の減免等の基準につきましては、基本的には町営住宅のほうの基準と同じ内容となっております。

以上が今回提案させていただいた背景ということになっております。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 46 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 46 号 壮警町特定公共賃貸住宅設置及び管理条例及びママと考えた子育て応援住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第 47 号

○議長（長内伸一君） 日程第 5、議案第 47 号 壮警町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 47 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 47 号 壮警町税条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第 48 号

○議長（長内伸一君） 日程第 6、議案第 48 号 壮警町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 48 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 48 号 壮警町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第 49 号

○議長（長内伸一君） 日程第 7、議案第 49 号 壮警町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

2 番、松本勉君。

○2 番（松本 勉君） 確認といたしますか、中身の説明になるのですが、議案説明の際に要するに土地基本法等の一部改正に伴う条例改正が必要だということで、所有期間が 5 年を超える都市計画区域内の低未利用土地等を譲渡した場合の所得の特別控除云々、この都市計画区域内の低未利用土地等は具体的にどのようなところなのでしょうかということなのですけれども。

○議長（長内伸一君） 答弁、会計管理者兼税務会計課長。

○会計管理者・税務会計課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

ご質問にありました都市計画内にある低未利用土地ということなのですけれども、都市計画につきましては壮警町内の字洞爺湖温泉、字壮警温泉が都市計画の指定になっておりまして、その中の低未利用土地ということなのですけれども、一応この低未利用土地の定義というのがありまして、居住、業務、その他用途に供されていない、またはその利用の程度がその周辺の地域における同一の用途もしくはこれに類する用途に供されている土地の利用の程度に比べて著しく劣っているもの、要するに周りの土地が例えば住宅地であったとして、そこに住宅地ではない土地だったりですか、あと周りが畑であるのにそこが低未利用なので、利用価値が少ないといいますか、利用されていないというような土地というような定義がありまして、その周辺地域における同一のものに比べて利用程度が著しく低いと認められる土地のことを低未利用土地というふうに定義されております。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 壮瞥温泉地区ですよ。すみません。どこからどこまでの範囲なのかということと、都市計画区域の指定に際して、ほんのかすかな記憶ですけれども、そもそもがその背景違っていたら訂正お願いしたいのですけれども、旧三恵病院跡地のあそこを公園化というのか、今も遺構公園という名前になっているかどうかちょっと分かりませんが、その辺の関係がなかったのでしょうか。まず最初に、都市計画区域内というのはどこからどこまでの範囲なのか、壮瞥温泉の、それをお教えいただきたい。

それから、文言にこだわることではないのですけれども、こだわっていますが、低未利用でしょう。よく分かりません。否定が2つついているみたいな感じではないですか。未利用地でも低利用地域でも、そっちのほうが日本語としては正しくないですか。低未利用というのが何か引っかかったのですけれども、別にそういうふうに法律用語になっているなら私の理解が足りないだけなのですけれども、よろしくお願いします。

○議長（長内伸一君） 答弁、建設課長。

○建設課長（澤井智明君） ご答弁申し上げます。

都市計画区域がどこからどの辺かということなのですが、基本的には字名で壮瞥町字壮瞥温泉と字洞爺湖温泉ということになっておりまして、その地番界が都市計画区域の境界となっております。温泉街側につきましては洞爺湖町との行政区域界というふうになっております。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 会計管理者兼税務会計課長。

○会計管理者・税務会計課長（阿部正一君） 低未利用土地についてご答弁申し上げます。

この名称につきましては、おっしゃるとおり私もちょっとどうしてかなというのはあるのですけれども、土地基本法の中にしっかりと低未利用土地というふうなうたわれておりまして、地方税法においてうちの税条例においてもそのとおり使っていますので、このような名称を使っているということでございます。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第49号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 49 号 壮瞥町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第 50 号

○議長（長内伸一君） 日程第 8、議案第 50 号 令和 2 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 3 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。最初に、事項別明細書、歳出についてページごとに受けます。一般 3 ページ。

4 番、加藤正志君。

○4 番（加藤正志君） 質問は、保健衛生費の温泉管理費、蟠溪ミックスタンクポンプの取替え工事 190 万円についてお伺いしたいのですけれども、この金額等には異議はないのですけれども、改めて参考に聞きたいのですけれども、このミックスタンクポンプとはどのようなものであるか、また今回このポンプの入替え年数と活用実態、要するに利用戸数ということなのかなということなのですが、また利用者の料金体系、価格等が分かればお伺いしたいと。

また、もう一つなののですけれども、あと温泉水がどうなのでしょう、余ってあふれ出していることも考えられるのではないかと思うのですけれども、その排出量、外に出ている排出というのはどのくらい出ているのか、分かればお伺いしておきたいと思えます。よろしくお願いします。

○議長（長内伸一君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（木下 薫君） ご答弁申し上げます。

ご質問のポンプの設置の時期なののですけれども、今回のポンプは平成 26 年 7 月に交換したもので、ミックスタンクの役割とはミックスタンクにたまったお湯は蟠溪の集落内に 4 か所の泉源がありまして、そこからそれぞれラインポンプでそのミックスタンクに送られてくるのですが、そこにたまったお湯を集落に循環供給しているポンプでございます。これは、365 日 24 時間回っているポンプでして、お湯を供給しておりまして、2 台のポンプを交互運転により使用しておりますので、年間の稼働時間としてはその半分、6 か月ぐらいの運転時間ということになります。

料金体系に関しましては、基本料金とメーターの貸付料と使用料の 3 つで構成されておりまして、基本料金は各家庭なり事業所さんの契約量 1 リットルに対して 600 円を掛け合わせた金額となります。メーターの貸付料は、一律月 2,000 円と。使用料は、一般の契約ですと入浴用の単価が 1 立方メートル当たり 42 円、それ以外の用途だと 45 円となります。業務用の場合は、契約量に応じて幅がありまして、入浴用に使われる場合は 28 円から 35 円、それ以外の目的で使われる場合は 31 円から 38 円の範囲で 1 トン当たりの単価が設定されております。

温泉水の余剰分というお話でしたが、先ほど言った4つの泉源から大体400リッターぐらいのお湯がミックスタンクに入ってまいります。これは、温度もいろいろあるのですが、どれも、全て基本的には自噴している井戸でして、くんでもくまなくてもその井戸からはお湯が出てくるものです。それを無駄のないようにといいますか、ラインポンプでミックスタンクに送っているのですが、今現在利用者が蟠溪地区11軒の事業者の方と一般家庭の方がいらっしゃいまして、今400リッターぐらいのお湯を集めてきていながら、そのうち契約量としてはその半分ぐらいもいかないようとなっております。ただ、平均するとそういう数字になるのですが、やはり例えば旅館とかですとお風呂洗った後にお湯ためるといふときに一遍に瞬間的にどっと使ったりもするので、その辺の幅も考慮してミックスタンクからのお湯を循環させているところです。

以上です。

○議長（長内伸一君） 4番、加藤正志君。

○4番（加藤正志君） 了解しました。

確認ですけれども、ポンプの入替えは26年7月ということで、今に至っては6年くらいたっているというものです。

また、利用戸数は事業系が2戸と、あと一般が9戸、そしてまた基本料金は要するに1か月6,000円ということで理解してよろしいですね。トン当たり600円見ますから、6,000円プラス貸付料2,000円で8,000円というふうに理解させていただきます。そういうことです。

今答弁の中で温泉の温度というものは改めて何度ぐらいあるのか、まずそれが1つと、あと今回今年のこれに関わる歳入予算が300万を計上しております。そこで、今回現在11戸に係る事業経費の内訳、どんなようなものがかかるのか、また全体歳出はどのくらいあるのか、改めてお伺いしておきたいと思っております。

○議長（長内伸一君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（木下 薫君） ご答弁申し上げます。

お湯の温度なのですが、先ほど言った4つの泉源それぞれ温度が違っていて、一番高いところで98度ほどあります。これが大体150リッターぐらい毎分お湯が自噴しております。一番低いところだと、ここは温度がちょっと変化する泉源なのですが、大体50度から60度の範囲ぐらいです。泉源で、やっぱりここも150リッターぐらいのお湯をくみます。あと2つの泉源なのですが、これはちょっと量も少ないのですが、1か所が88度前後ぐらいで大体50リッターぐらいの自噴量があります。もう一本が80度ぐらいのお湯を毎分七、八十リッター送っているというような井戸になります。それで、ミックスタンクのほうでは、大体70度前後の温度で部落を循環しているというような形になります。

それと、事業に係る経費ということでございますけれども、経費の主なものはポンプの電気料金、それと修繕料、度々補正させていただいておりますけれども、配管ですとか、ポ

ンプですとか、故障した部分の修繕料、そのほかに保守管理としましてメーターの検針ですとか、あと毎月決まった日にポンプの運転状況を見回ってもらっている部分の委託料、そういうのを合わせまして電気料金が大体昨年の実績だと380万、修繕料が130万円、保守点検料が40万円程度、合計で550万円ほどの経費がかかっております。

以上でよろしいですか。

○議長（長内伸一君） 4番、加藤正志君。

○4番（加藤正志君） 了解させていただきました。

そこで、今説明の中で歳出がおおよそ、いろいろと補正もまた絡んでくるかと思えますし、600万近い金額、そのほかに今後考えられるのは循環させている管、その中を通る管、その劣化もやっぱりこれから生じてくるというふうな形で修繕料も加わってくると思うのです。なおさら歳入と歳出を比較すると、赤字がさらに増加していくという原因につながるのではないかと考えております。そこで、今後の温泉水の使用料の例えば検討とか見直し、一番大事なのは温泉水の活用の在り方というものも一番大事なのかな、今後。蟠溪の道路も形状が変わってくると思うのです。そういった点から、今後の在り方ということについて、もしよければ答弁お願いしたいと思えます。

○議長（長内伸一君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（木下 薫君） ご答弁します。

蟠溪温泉に関しましては、高齢化が進む蟠溪地区の健康維持のために重要な資源であるというふうに位置づけております。今後も適正な公共サービスの提供に努めていく必要があるというふうに捉えております。

温泉の今使用料に関してもちよっとございましたけれども、現状他の市町、近隣の市町の料金設定と比べて低い金額とはなっておりません。その料金の見直しにつきましても町内のほかの温泉供給施設がございますが、との整合性を図る必要もありますので、料金設定の考え方も含めて総合的な視点で慎重に検討していかなければならないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 町長。

○町長（田鍋敏也君） 温泉水の活用全般についてでございますけれども、確かに先ほどご質問にもありましたとおり、蟠溪温泉の配管については私の記憶では平成4年度に北海道の補助金をいただいて整備をしたものが今本管になっているのかなというふうに思っております。長年使用してきたものであると。こうしたことですがけれども、やはり蟠溪地域にとってはこの温泉水というものは非常に大切な資源の一つであるということもありません。経費の問題もありますけれども、今担当課長が答弁したとおり公共サービスの提供に努めながら、温泉水をより活用したよりよい方向を今後も検討継続していかなければいけないと、このように思っておりますので、ご理解をいただければと思っております。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番(松本 勉君) 2点ございまして、まず企画費で計上されておりました備品購入、パソコンが5台、それで52万5,000円、この価格の是非とは言いませんけれども、妥当性についてということなのですが、何となく分かるのですけれども、恐らく普通自宅で、自宅と言ったらあれですけれども、ピンからキリなのでしょうけれども、5万から10万程度の、機種によって違うのかもしれませんが、はっきり言って高いなと思って見させてもらったのですが、結局これは1台1台それぞれソフトウェアも要するに不法コピーといった表現はありますけれども、そういったことをしないように、当然行政ですから、ということで単価が上がっているのかなと。

あるいは、もう一つ聞きたかったのは、ハードディスクだとか、今CPUってあるのですか、分からないけれども、その辺の機能の差が、やっぱり高性能のやつを選んでいるのかなというようなこと、分かりませんが、それが1つなのです。

もう一つは、役場庁舎として、家電といいませんか、これ、まとめて買うときにリースですとか、そういうふうに初期投資が、これ交付金がついているのかな、そういうのがあるかもしれないけれども、方法論としてまとめて買うときに5年契約みたいなリースで経費で見えていくと、要するに財源が厳しい折にそういった検討などはされないのかなというのを自分のところの職場含めて考えたものですから、お伺いしたい。

それから、加藤議員と関連いたしますが、蟠溪の温泉に関してなのですが、まず交互リレーで2台を常時フル稼働しているということで、たしか何年前にもそれが保守点検のミスか何かで止まって大変なことになったというのがありましたけれども、これ要するに予備のポンプを持っていなければいけないということでものね。今回取替えということは、予備のやつを入れるのですけれども、また改修するのか、修繕するのか、ないしは新しいポンプも予備で取っておく必要があるのではないかと、その辺のことは大丈夫なのでしょうか。それが1つ。

それから、話を聞いておまして、地域の資源として湯量も温度も本当に立派なものがあって半分しか使っていないということでもありますから、町長答弁ございましたので、地域の皆さんとともに有効活用、水もございまして、こんこんと湧いている、そういったものをぜひ地域資源として利用するように、そんなアイデアを出していただきたいということが1つなのですが、これはいいのですけれども、聞いておまして、ほぼ100度の150リッターでしょう。それから、50度ぐらいのやつが150ですか、足しただけでもすごいですけれども、ミックスタンクが70度になるということはやっぱり水入れているのですか、ないしはごめんなさい、ミックスタンクを70度にして配湯するのですよね。適温だから、43度、せいぜい高くても、熱効率悪くないですかと思って、そんなに下がっていくものなのでしょうかという素朴な疑問です。

それと、見直す見直さないは、地域資源として今後の活用に、加藤議員でないけれども、本当に活用されるのであれば、これは町の財産であり、地域の資源だから、いいのですけれども、リッター、契約単価です。壮瞥のお湯、町の財産になると思うのですけれども、

それを組合方式というのですか、還元して使っていると。ほかの組合というか、そういった方式はここだけですよね。蟠溪だけですよね、町有温泉施設で各個人とか事業者が組合方式というのか、利用料を毎月払うとかというやり方しているというのは。壮瞥温泉にもご承知のように温泉組合、これはもう完全に独立していますけれども、ちなみにこれはあくまで参考です。リッターというか、10リッター単位ですけれども、一月2万5,000円です。それを原資にして運営しているわけですから、今回は、ちょっと話ずれますけれども、町の補助いただいて掘削しておりますけれども、それをだから上げるという話ではなくて、当然高齢化、人が減っている、やっぱりほかから事業の進出とか、そういうことをぜひ期待して積極的にアピール行為として発信していったらいいのではないかなということ、町長答弁いただきましたので、いいですけれども、そんなことを思いながら発言しております。

その熱効率とポンプの交換のことだけお伺いします。

○議長（長内伸一君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（木下 薫君） ご答弁いたします。

まず、ポンプの予備の必要性ということで最初の質問だと思うのですが、一応2台ございまして、今回1台はといたしますか、もともと春先に1台壊れてしましまして、それまであった予備のポンプを取り替えたところだったのです。その際に業者さんが来た際に、もともとちょっと運転はしていたのですけれども、非常に変な音がしてまして、異音がしておりまして、メーカーさんに聞いたら、取り替えたほうがいいという部分で今回の補正になったわけです。なので、取りあえず2台ともほぼほぼ新しいものということで、当面万が一どっちかがダウンしてももう一つはしばらくもつだろうという判断でおりますので、今のところ予備は必要ないかなというところ です。

それから、温度の話なのですけれども、ちょっと温度バランス合わないのではないかなという部分だったかと思うのですが、先ほど言った温度はあくまでも井戸の泉源の出口の温度でして、実際にはそこからポンプでもって各ミックスタンクに送ってくる間に若干温度が下がるのと、特に九十何度の一番温度の高い泉源はちょっと構成障害もありまして、エアリフトという形で外気でエアを入れてポンプの代わりにくみ上げている部分もありまして、そのエアによって温度がちょっと冷やされると、外気によってという部分もあってミックスタンクに来るときには若干さらに温度が下がっているというところと、ミックスタンク自体のお湯が循環しておりますので、出口70度ぐらいいはあっても、また帰ってくるとちょっと下がってくるというところでもあります。水で薄めたりとかいうのは、一切ありません。各利用者さんのところでそれなりに温度調整をして使っていただいているというような状況であります。

以上です。

○議長（長内伸一君） 総務課長。

○総務課長（庵 匡君） 私のほうからは、前段のパソコンのほうの購入についてご説

明をいたします。

今回 52 万 5,000 円で 5 台ということなので、1 台大体 10 万単価です。ご質問にあったとおり、必要なアプリケーションとかも含めての単価ですので、市販の価格と比較しても特別高いということでもないですし、安いということでもないだろうというふうに認識をします。

あと、リースに関してなのですが、今役場で管理しているパソコンというか、ネットワークというのが 3 つのラインがあって、マイナンバー事務を扱うネットワーク、それから行政事務を扱うネットワーク、それと一般的なインターネットを使うラインと 3 つのラインを使っていて、それぞれの用途に合わせて実は購入してパソコンを使う場合もあるし、今 3 年のレンタルを使ってやっているラインもあります。どうしても行政情報の中にも重要度というか、度合いの差があって、マイナンバーなんかは国策としてやっている個人情報取り扱う事務なので、どうしてもリースだとか、そういう外部のものではなくて、100% 行政が役場で管理するようなスタイルで行っておりますし、インターネットのようなある程度漏れていい情報はもちろんありませんが、一般的に使われているような用途のものについてはレンタルをしたりとか、そういう使い分けをしています。今回は、地域おこし協力隊の方については行政情報を使うということは多分ないと思いますが、予備機としての意味合いも持っているので、それで一定の重要度のあるラインでも使えるように今回は購入予算という形で計上をしています。

なお、この単価につきましては、昨年ですか、一括整備したのですけれども、おおむねその単価に準じておりますので、ある程度妥当性のある単価であるというふうに町側としては認識しているところでございます。

以上です。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 続いて、一般 4 ページ。

4 番、加藤正志君。

○4 番（加藤正志君） 農業費の農業振興費の畑作構造転換事業、畑作構造転換事業補助金の 245 万 9,000 円についてお伺いしたいと思います。

この件につきましては、提案理由の中で小豆の省力栽培技術と、あとてん菜の生産向上技術導入ということでの計上ということで説明いただきましたけれども、この内容についてまずお伺いしておきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（長内伸一君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（木下 薫君） ご答弁いたします。

畑作構造転換事業の中で対象となる作物の小豆の省力栽培技術の中身なのですけれども、これに関しましては輪作体系に小豆を加えることで適正化を図る際に省力化を図るために密植栽培という技術を導入して行われるものです。密植栽培ですので、株と株の間を詰め

て植えるというような栽培技術でして、これによって除草作業等の省力化を図れるということを目的としております。てん菜のほうは、生産性向上技術の導入ということで、風害を軽減するために播種後の畝間への盛土形成並びに狭幅鎮圧ローラー等により作付を行う技術の導入というところで、植える苗の位置を少し低くしまして直接風や何かが当たらないようにすることで病気や倒れるのを防ぐというような技術になります。

以上です。

○議長（長内伸一君） 4番、加藤正志君。

○4番（加藤正志君） 理解させていただきました。

そこで、今回の事業費も国からの助成金も入っているという中で今後この小豆、てん菜の事業の在り方、継続性について、また今回活用している対象戸数という部分はどのぐらいいるのかお伺いしておきたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（木下 薫君） 来年以降のこの事業の継続性に関しましては、これは国の間接補助事業になりますので、国の補助事業として継続している間は、また農家さんがやりたいということであれば、これは町も継続していくという考えであります。

実績に関しましては、農家さん、令和2年度小豆は43軒、てん菜が16軒対象となっております。この数字の中には、重複している農家さんも何軒かあります。

以上です。

○議長（長内伸一君） 1番、菊地敏法君。

○1番（菊地敏法君） 私も同じところだったので、今答弁しましたので、これはいいというふうに思います。

あと、もう一つ、土木費の道路橋梁維持費ということで、道路の橋梁維持の予算の600万の中の町道昭和新山線の昭和新山地区入り口付近の逆走車両の防止に向けた進行方向の視認性改善対策ということでありましたけれども、この内容、視認性改善対策ってどういう対策を行うのか、また逆走という部分で頻繁に逆走の車があったのかどうか、そういう実態も含めて説明していただきたいと思います。

〔発言する者あり〕

○1番（菊地敏法君） 昭和新山線の場所も含めてよろしく願いいたします。

○議長（長内伸一君） 答弁、建設課長。

○建設課長（澤井智明君） ご答弁申し上げます。

まず、昭和新山線の位置なのですが、湖畔側から道道を上って行って昭和新山の商店街といいますか、あそこに入る道、道道から昭和新山の商店街に入る道が町道昭和新山線で、ちょっと複雑な形状してしまっていて、道道から入ってから進行方向が左にそれてぐるっと回ってまたその道に戻ってくるというような形状の町道でございまして、昨年昭和新山の地区の方から逆走する車が非常に多いということで、確認すると1日当たり二、三十台はあるということで、たまたま事故などは起きておりませんが、町道の形状が

道道から入っていくと何となく真っすぐ行けそうに見える町道なのですけれども、左に行かなければいけないと。看板ですとか標識もあるのですけれども、それを見落として真っすぐ行ってしまったりですとか、そのちょうど目の前に駐車場があったり施設があったりということで、その駐車場から遠ざかるように左側にそれていくというのが何か抵抗あるのかどうなのか逆走する車がなかなか減らないということでありました。それで、昨年度警察のほうとも話をしまして、そういう状況でということで、まず区画線で何とかそっちに導けないかなということで、よく道路に斜めに引いてあるゼブラマークといいますか、斜めに引いて一応ここは通れないところだよというような標示と既存の看板をもうちょっとゼブラの中に入れてできる限り真っすぐ行かないようにという工夫はしてみたのですけれども、それでもなかなか減らないということで、さらなる試みをしていかないと減らないのではないかとということで、今回またちょっと警察さんとの協議も必要になるかもしれませんけれども、今のところ町道沿いに歩道があって、その縁石も行ってはいけない方向に真っすぐ延びているものですから、それを取ってみてこっちが優先の道路だよというような形状で造ったらどうなのかなということと、また既存の看板だけではなくて、もう少し理解をしてもらえるような標識関係も工夫してみてもうちょっとやってみようかなということで、まずはちょっと警察との協議をいま一度して見てどこまでできるかということも精査しながら、逆走車両がなくなるような工夫をしていきたいかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） これより休憩といたします。再開は11時10分といたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時10分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1番、菊地敏法君。

○1番（菊地敏法君） 1点だけ確認します。

全体的に600万ということでもありますけれども、この対策にはどのぐらいの経費をかけるのか、それだけお聞きしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、建設課長。

○建設課長（澤井智明君） ご答弁申し上げます。

先ほどの説明の中でもこれから警察との協議ありまして、どこまでできるのかということところがちょっと、すみません、未確定なところもございますので、まだ試算はしておりませんが、この600万の経費で五、六線程度ほかにも修繕していかなければいけないところもございますので、それにつきましては公共性ですとか、利用頻度の高い町道の修繕を既定の予算と併せて緊急性や優先順位を考慮した上で実施していきたいというふうに考えておりますので、その他の町道との兼ね合いもありますので、今のところ町道の昭和

新山線の視認性の向上ですとか、そういう対策に幾らぐらいという配分についてはちょっとまだ、すみませんけれども、算出していないのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） 林業費の林業振興費、森林環境譲与税関係で林道駒別線の排水整備工事で290万計上されてございます。それで、議案45号でも実は林道駒別線の修繕料が専決承認されたところでございますけれども、まずこれ近年想定外の大雨被害というのが発生するのは理解するところでございますけれども、林道管理の実態がどうなっているかという部分についてお知らせ願いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、建設課長。

○建設課長（澤井智明君） ご答弁申し上げます。

林道の維持管理関係の実態についてでございますけれども、近年やはり集中的な豪雨ですとか雨による被害というのはここ数年ちょっと少なかったのですけれども、3年、4年前には結構ございまして、その中では災害復旧費の中で修繕させていただいていることが多くございました。日常的な管理につきましては、予算的には修繕料も四、五十万、役務費的にも四、五十万ということで、あとは草刈り経費ですとか、ちょこちょこしたものを直す程度の予算計上しかできておりませんでしたので、日頃見回った中で大きな被害等々がありそうなところすとか、ある程度まとまった雨降った後に巡回して早急に直さなければいけないというようなところにつきましては今のところ補正対応の中で修繕してきたという経緯がここ数年続いております。ということで、今回上げさせていただいた中も雨の後にそのような事象が見つかったので、今回補正させていただくというものでございます。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） 崩れてしまっている部分については、当然補修するということで、これは理解するところですが、まず近年砂利道というのは非常に道内的にもだんだん利用できる道路というのは少なくなっていると思うのです。一番砂利道管理で重要な部分というのは、砂利の補充といいますか、やっぱり一定年数ごとに砂利を補充してやらなければ、どうしても砂利道が痩せていって最後には路肩、法面が崩れるという実態があると思うのです。ですから、そういう面も含めてこの林道、町内全般の林道の巡視といいますか、監視を含めて、それに管理に見合う予算化というのを考えていただきたいと思うのですが、その辺についての考え方も伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、建設課長。

○建設課長（澤井智明君） ご答弁申し上げます。

先ほどの林道の維持管理関係の中でちょっと漏れていましたけれども、やっぱり砂利道ということで全体路線はちょっとできないのですけれども、悪いところを重点的に、町有

重機でグレーダーがございまして、その重機を使って定期的にとというか、一遍に単年で全路線はできないですけれども、悪いところを優先的にグレーダーでの不陸調整ですとか、補足材でも若干予算持っていますので、補足材を足しながらグレーダーで整形していくというような維持的にも見ておりますが、今のところは何とか限られた予算の中で悪いところから重点的にやっていくという予算措置をしておりますので、今のところもう少し予算を見て適正な管理というところには至っていないのが現状ですので、今後林道の利活用関係とかというのも考慮しながら検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 続いて、一般5ページ。

3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 社会教育費、交流センター費について伺います。

山美湖図書室と旧消防のありました庁舎の図書分室の運営については、昨年まで図書司書が中心になって図書の貸出し業務だけでなく各種事業の企画運営に努力されていたことは皆さんご承知のとおりだと思いますけれども、退職されました。そして、広報等で募集をかけたけれども、応募がなかったのです。そういう関係で今回の会計年度任用職員の雇用によって図書室の蔵書整理、図書の貸出し、図書資料の整備の業務を補完すると、そういう関係で採用したい、これは結構なことです。私は反対するものでもなく、ぜひ取り進めていただきたいと思うのですけれども、従来取り組んできた図書室が主催した多くの各種事業や活動を今後どのような形で取り組む考えか、専任職員、図書司書がいないからといって今後の各種事業は取りやめるのか、このことについて現在考えている取組についてまず最初に伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

図書室業務ということで図書室事業、図書関連の読書推進事業、いろいろとやっております。まず、図書司書が退職したということで新たに今回会計年度任用職員、図書司書資格を持った方をまず募集してみようかなというふうに思っております。その方は、最初のうちはいろんな事業に取り組んでいくのがなかなか難しいかなと思うのですけれども、慣れていきながらまた次のステップへというふうに考えております。それには、当然関連する読み聞かせサークルですとか図書ボランティア、皆様方のご協力により図書司書として育てていくのかなというふうに思っております。その中で図書司書が現在いないのですけれども、各種事業を取りやめるという考えはございません。図書室業務として貸出しですとか返却業務、それから図書の購入、図書の登録ですとか読書推進事業、それらも継続して今いるスタッフでやっていきたいと思っておりますし、会計年度任用職員がうまく見つければ、その方にうまく引き継いで図書業務を推進していくと。一番大きな事業として図書フェス

ティバルですとか、学校ブックフェスティバルがあるのですけれども、それも職員協力して、あるいは図書ボランティアですとか読み聞かせ、ひだまりの会ですとか各関係機関と連携しながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 分かりました。

そこで、やはり今後も図書司書の採用に努力していただきたい。といいますのは、3月の第1回定例会で議決した総合計画、その中に教育でただ一つ読書推進が入っているのです。そのためにも先頭になって企画し、そして実施する読書活動をするためにはやはり図書司書の採用をぜひ実現してほしいなど、そんな希望を申し上げたいと思いますけれども、努力よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

図書司書の確保ということ、教育行政執行方針にも読書推進ということで掲げておりますので、読書活動が衰退しないように今後努力してまいりたいというふうに思っております。図書司書の確保についてもいろいろ大学ですとか、その辺も回ってといいますか、大学等の中からも募集を広くしていければなというふうに思っておりますことをご理解お願ひいたします。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 続いて、一般6ページ。

1番、菊地敏法君。

○1番（菊地敏法君） 新型コロナウイルス感染症衛生対策費の中の消耗品費294万円が計上されておりますけれども、この中身は感染症防止対策の事業の中での避難所施設内の衛生環境の確保等を目的に段ボールベッド80セットと段ボールの間仕切り20セットの購入費、消耗品費が294万円計上されておりますけれども、関連でありますけれども、今後避難所における感染症防止対策に向けての消耗品費の備品購入の考えをお聞きしたいというふうに思います。

それと、これも同じです。衛生対策費の中の自動車購入費の935万円が計上されておりますけれども、説明の中で輸送能力の向上、これは分かるのですけれども、密集軽減を図ることを目的に更新するとありますけれども、この密集軽減を図る目的というのはどういう目的で更新するのか、これをちょっとお聞きしたいというふうに思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

まず、1点目の備品購入の今後の考え方ということでございますが、当然今までもそうしてきたとおり適切に必要量を勘案しながら、食料品もひっくるめてですけれども、計画的に整備をしてまいりたいというふうに思っております。実は、以前までは備蓄品の計画

を町のほうで定めていて、それに基づいて特に平成 27、28 年、29 年ぐらいですか、に集中的に整備した経過があったのですが、その後の今から将来に至るところがちょっと計画としては今切れている状況でございます。ですので、今年は防災に関わるいろんな諸計画を整備しなければならない年だというふうに認識をしておりますので、その中で必要量であったり、あるいは今にマッチしたというか、ものを整備していきたいと思います。今年の予算審査の中でも粉ミルクですとか、そういったご提案をいただいておりますけれども、段ボールベッドなんかも以前はあまり普及していなかったものが近年は非常に注目されています。そういったところも踏まえて、当面の整備計画を整理して無駄なく購入を進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、2 点目の車両、バスの購入に伴う密集軽減でございますが、こちらについては今年の 4 月にも実は壮警高校さんで学生さんがほとんど今バス通学をしていますけれども、それとは別に分散登校をしようとしたときに本数が限られているので、時間帯、柔軟な分散登校の時間設定ができないと、そういう経過があつて町の今でいう災害バスとかを使って臨時便的に運行して、そういったことをやったケースがございます。また、今も朝夕に登下校で道南バスの路線バスが使われていると思いますが、当然のことながら時間が集中すればそこに密集というのが発生します。今は、コロナウイルスに関しては春先よりは収まってきている状況ではありますが、今後そういったケースが発生したときに町のほうとしてバス等を増便するような形でできるだけ生徒さん方の安全を守る、そういったことも今回の購入の目的の一つにしています。もちろんそれが全てではないのですが、そういったいろんな活用していく中で町のバスというのは非常に有効かなというふうに思うのですが、ご存じかと思いますが、今使っているバスはもう購入して 20 年弱経過しています。かなり老朽化しているところもあるので、今回を機にこの交付金を活用して更新を図るというのが今回の購入の趣旨でございます。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 1 番、菊地敏法君。

○1 番（菊地敏法君） 分かりました。避難所の感染対策ということで一般質問の中でも話題になりましたけれども、北海道版の避難所マニュアルの改正に感染症対策ということで入ってきました。その中の物資の備蓄ということで使い捨てマスク、体温計、石けん、ペーパータオル等々ということで、これは消耗品費になるというふうに思いますので、これは速急に備蓄するべきでないかなというふうに思うのですけれども、この対応はどうするつもりでいるのかお聞きしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

今回の道の感染マニュアル手順書ですか、その中で今議員からご質問のあったようなことが位置づけられて、町としてもそれらの備品の整備というのは必要だというふうに認識をしています。それらの中には、既存で既に町として備蓄していたものもございまして、

あるいはどうしても避難所というのは今の状況でいうならば常時開設するものではなく、災害等が発生したときに開設いたしますので、備品用ではないにしても町として一定のストックがあれば避難所のほうに活用するということが可能かなというふうに認識をしています。一番の趣旨が避難所用備品という名目ではないにしても、今町全体として様々な感染症の消耗品を整備しているところがございますから、それらも活用して万一のときには安全が図られた避難所を開設すると、そのような考え方で現状ではおります。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 今質問、答弁がありましたけれども、私はこれからの避難所に使う備品だとか用意しなければならないものの在り方、これについてやはり考えることが必要でないかなと。今回提案の段ボールベッド80だとか間仕切り、これに反対するものではありません。壮瞥町にありませんので、ぜひ充実していただきたいなと、そんな気がしてなりません。今後の避難所の在り方は、1977年の有珠山噴火だとか、2000年の有珠山噴火の避難所運営とは大幅に変わってきているのです。そういう中で今回の段ボールベッドだとか間仕切りは、備品というか、そういう対策の一つの購入の第一弾でないかと考えております。ここで考えなければならないことは、各自治体、市町村がそれぞれ準備するのではなくて、道内を大きくブロックに分けて、そこに避難所で使用する今求められている必要な備品だとか、そういうものをストックといいますか、しておいて災害発生時には輸送車で被災地の避難所に搬入して活用する体制を考えることが必要でないかなと。できれば、北海道町村会、また北海道市長会が声をそろえて北海道だとか国に実現するよう要望を出していくことが私は今求められるのでないかなと、そんなことを考えている一人です。各自治体では、局所的に発生する災害時に最低限度の避難所備品の整備が、これは必要です。これはすべきです。まして近い将来有珠山、これは昨年も胆振振興局でも研修会みたいのあったようですがけれども、やはり有珠山の噴火はそんな遠いものでなくて、近い将来に噴火するのでないか、その対応、そのためにも局所的な部分については各自治体が用意しても、広範囲に及ぶときにはやはりブロックごとにそういう備蓄センターみたいのを置いてすぐ運べるような状態をつくることが必要でないかなと。ぜひ国、道、そして管内の町長、市長が集まるとき提言していただきたいなと。そうすることによってどの町も安心して避難所設計について取り組めるのでないかなと、そんな気がしてなりませんけれども、このような考え方についてどのようにお考えになるか伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

当町だけの話ではございませんが、現行で様々な協定であったり取決めというのは実はございます。民間との災害備蓄品等の提供協定というのももちろんありますが、自治体間においてもそれぞれが持っている備蓄品等を被災地に対して供給をしたり貸したりというような、そういう協定、あるいはもっと大きい枠でいうと避難所の提供であったり、そこ

までの含めた協定というのがございます。当町においては、この近隣6市町との間での協定を結んでおりますし、先般の胆振の東部地震の際には当町の物品を被災地のほうに一部提供したり、そのような協力関係というのは設けています。ですから、いずれかの場所でストックをして、それを非常時に使うためにどこかでためておくという方法ももちろん一つありますが、個々の町がそれぞれに持って局地的な被災の場合にはその被害に遭ったところに遭っていないところから提供する、あるいは貸出しをする、そういったやり方というのも多分あると思いますし、現に今はそういった運用しているところです。これが全道一区ですとか、全道が被災になってしまうようであれば、なかなかそういう他に譲る、協力するという余裕はないのかもしれませんが、それはそれでそのために町としても最低限3日なら3日町民の生活を守るための資材を今ストックしようとしておりますので、現行のやり方では充足できない、対応できないということではないというふうに町としては認識しておりますので、引き続き近隣の町を中心とした良好な関係の構築と町としての適正なストック、そこに努めて当面は進めてまいりたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 町の考え分かりました。私は、できるだけブロック別に道が中心になってやって速やかに対応できるような体制を今後取ることが必要だと常日頃考えているものですから、そのような発言になったのです。

そこで、昨日も一般の中で発言させていただきましたけれども、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、壮警町は28年3月に、このときは壮警町地域防災計画策定して感染症についてはあまり触れられていなかったけれども、今3密というのですか、それが前面に出てきて避難所としての各施設の収容人員についても壮警町の現在の計画は適切な数かどうかということのをいま一度検証することが必要でないかなと、そんな気がしてなりません。昨日もちょっと提案したのですけれども、避難所マニュアル、これについてもやはり皆さんに知っていただいて、そして例えば今これは北海道の広報が年4回ですか、配布になって、その6月号が配布になったのですけれども、その中にもやはり避難に関することが出ていたのです。そういう面でやはり皆さんが共通理解できるような手だてを取って噴火災害、いろんな災害に対応できるまちづくりをぜひ取り組んでいただきたいなと、そんな要望をもって質問終わります。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

まず、この防災に関することに関して様々なご助言、ご提案をいただいていることに感謝を申し上げます。

地域防災計画、平成28年に策定をしておりますが、やはり月日がたって、もう既に5年近く経過がたって、その間に今の感染症の問題であり、あるいは直近でいうと胆振東部地震でのブラックアウト対策はどうするのだとか、様々な課題が出ていることは事実です。

それで、本年度につきましては、当初予算に地域防災計画の見直しに係る、見直しとなれば当然委員会を開催する必要がありますので、それらの経費についても計上させていただいているところです。有珠山噴火も当然そう遠くないうちに起こるであろう案件でございますから、できるだけ速やかに必要な計画であり体制であり、そういったものは整えていざというときに備えるような方向で担当課としても取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 何点かございますので、上のほうからいきますと、コロナウイルスの衛生対策費であります。空調機器の購入費で102万2,000円の計上されております。これは、全員協議会の場でも説明いただきましたり協議をさせてもらったのですが、再度確認という意味でお伺いしたいのですが、まず空気循環式紫外線清浄機4台、これを子どもセンターと保健センターに設置するという説明でありました。そのときも確認をさせてもらいましたが、この機種について紫外線を用いて除菌をすると、作業に自動的に当たるとのことだと思っておりますが、いわゆる機能的に紫外線方式がほかの方式よりも勝っているというようなことがあれば説明いただきたい。例えばの例でこの前も話したかもしれませんが、団体給食の厨房等ではオゾン発生装置などを使いまして業務終了後にそれが発生して床も含めてですけれども、食中毒防止策、そういった機器も多分恐らく装置しているところが多いと思うのですけれども、それはオゾン、O3ですけれども、オゾンよりも紫外線のほうが効果があるとか、その辺があればお伺いしたいのと、前もお伺いしましたけれども、そういった公共スペースを除菌、消毒するこの機器とその推薦するメーカーさんというのでしょうか、業者さんは実績もあるという話だったと思うのですけれども、公共の施設を除菌、消毒するのにこれが優れているのだと、これが選ばれている大きな理由があればということなのです。

もう一つ、子どもセンター分かります。お子さんたち、児童の保健衛生上除菌するのだらうと。保健センターも名称からしたら、確かにそれらしいですけれども、ある意味歯医者も入っていますけれども、衛生面、不特定多数が出入りして菌を持ち込んだ場合を想定してそれを除菌するのであれば、そんなにほかから不特定多数の人が入る場所ではないですね、保健センターというのは。別にそれは批判ではないのですけれども、もっとほかにあるのではないかなという気もするのですが、その辺の場所の選定についてどんな経緯があったのかということをお伺いしたいと思います。

それから、2つ目は農業用水取水施設調査、これは国のお金が入ってやるわけでありませぬけれども、具体にはどの辺の場所で、施設園芸などを想定した水の活用なのかなと、分かりませぬけれども、お伺いしたいということです。

3点目が、これも細かいのですが、学校給食の事業委託料で89万5,000円計上しています。その説明の中で今回の学校の臨時休業中の給食食材費に係る対応としてという説明が

あったのですけれども、学校が休みの間にかかる食材費とはどういうことなのでしょうかとというのが質問の中身です。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤英俊君） 松本議員のご質問にお答えいたします。

まず、この現在予定しております紫外線を用いた装置の優位性ということでございますが、議員のおっしゃったオゾン発生装置というところについてはちょっと対抗馬として想定はしておりませんでした。今回この紫外線の発生装置、紫外線による空気の除菌装置ともう一つは今ちまたでいろいろ言われておりますが、次亜塩素酸水を発生させる装置、こういったものも検討いたしました。やはりその中で今報道でも言われておりますとおり、次亜塩素酸水については国のほうはちょっと効果が薄いというような評価をされておりますし、また一方では人体に対する影響についてもまだ明確になっていないというところがございます。それから、次亜塩素酸水を発生させるのに一定のランニングコストと申しますか、中に入れる薬品類のランニングコストもかかってくると。一方、紫外線の装置につきましては、これまで特に厨房施設などで除菌のために紫外線を使うというのは長年行われてきているという実績もいろいろ資料で確認いたしましたし、それからランニングコストにつきましても電気代、これはパソコン1台分ぐらいの電気しかかからないということもありますし、中の紫外線を照射する部分についても蛍光灯管のようなものですので、一定期間ごとに替えるということで、そんなにコストもかからないということもございまして、こちらの紫外線を使った装置を考えたというところでございます。

公共施設で選ばれているという部分につきましては、いろいろ事業者から確認したところによりますと、特に医療機関ですとか福祉施設等での導入が今関東地方を中心に進んでいるということでございますので、そういう施設が選んでいるということもございまして、一つの優位性をこの機械に感じたというところでございます。

あと、保健センターに対する導入の部分でございしますが、不特定多数が入る施設ではないのではないかということでございしますが、保健センターの事務室自体結構お年寄りが相談に来られたりとかという場面も多いということもありますし、あと集団健診室においては当然健診の場面で多くの方が来られるということもありますので、そういった部分に有効ではないかということで保健センターへの導入を考えたということでございます。

以上です。

○議長（長内伸一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（木下 薫君） 農業用施設の関係でご答弁申し上げます。

場所は、ほくでんエコエナジーさんが管理しております長流川洪水取入所から洞爺湖に向かって延びている地下の導水路の途中に設置されておまして、こちらはかんがい用水を取水するための、地下から、その導水路から用水を取水するためにポンプを下ろしております。そのポンプでくみ上げた用水を水路にくみ上げて滝之町の水田等に供給しておりますけれども、滝之町地区の水稲耕作面積はおよそ82ヘクタールございまして、そのう

ち約9割、73ヘクタールほどをこの水路がカバーしているというところで非常に重要な施設となっております。よろしいでしょうか。

○議長（長内伸一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（河野 圭君） ご答弁申し上げます。

学校給食事業につきましてですけれども、これにつきましては2月、3月、それから4月、5月の学校臨時休業中の給食に係る給食加工業者が予定していた分の工賃の一部を支援し、給食再開が円滑に進むようにその工賃の一部を支援するという仕組みでございます。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 了解いたしました。あえて質問というよりは、先ほどの取水の関係もそうですが、議案の説明の際に何と外食需要の高まりから入って行って、そういった農業の品目のニーズが多様化するということから入って行ってその取水の話になる、だからどんなことを想定されたのかぴんとこない。もしできれば次の説明は端的にといいますか、分かりやすく、場所も目的も想定されて、なるほど施設園芸どころか9割を超える水田の全域に北電のあそこから取水してやっていると、それがちょっと厳しいので、国のお金使いまして調査して直していこうという理解できますけれども、今の説明で理解しましたが、そういう説明いただければなと思うのと、今の食材も言われたら分かりますけれども、ただ学校休業中の給食食材費に係るという話だけですから、どんなことかなというふうに質問させてもらったのですが、答弁は要らないといえども要らないですけれども、ではあえて言えば、議案説明の際もう少し我々に分かりやすくお願いしたいというようなことを質問します。

○議長（長内伸一君） 答弁、副町長。

○副町長（黒崎嘉方君） まず、この款項目については、ウイルス感染症対策だということで、この地方の交付金ですか、これを使えるのは目的があるということで、やや分かりづらい言い回しの中で説明させていただいたのかなと思います。それで、私からちょっと産業振興課長の説明に補足させていただきますと、水というのは今回調査するのはあくまでも取水の可能性とか、今後どういうふうにやったらいいかという設計の調査なんですけれども、それを踏まえて次に農業農村整備という形で実際の水供給をどう地域にしていこうということも検討していかなければならないのです。最近多くの農業地帯で行われているのがその水を地下で例えばですけれども、地下かんがいにして水田と畑を両方使えるような形の農地整備というのも実はございまして、そういった場合には水田だけではなくて畑作物、あるいは園芸作物、そういう水の供給の仕方でも地下かんがい、パイプライン方式とかいうのですけれども、そういった方式で整備されているところもあるということなので、将来の農業農村整備事業計画を考えていく上では、今回の水の施設というのはそういう可能性も秘めているということで多様なニーズに対応したという表現を使わせていただいているということをご理解していただければなと思います。すみません。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、歳入について、一般 1 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 続いて、一般 2 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、給与費明細書について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、第 1 表、歳入歳出予算補正及び第 2 表、地方債補正について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、条文及び補正予算全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 50 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 50 号 令和 2 年度壮警町一般会計補正予算（第 3 号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第 51 号

○議長（長内伸一君） 日程第 9、議案第 51 号 令和 2 年度壮警町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 51 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 51 号 令和 2 年度壮警町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第 5 2 号

○議長（長内伸一君） 日程第 10、議案第 52 号 令和 2 年度壮警町集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 52 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 52 号 令和 2 年度壮警町集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）については原案のとおり可決されました。

◎報告第 1 号

○議長（長内伸一君） 日程第 11、報告第 1 号 令和元年度壮警町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

以上で報告第 1 号の報告を終結いたします。

ただいまより昼食休憩といたします。再開は午後 1 時といたします。

休憩 午前 11 時 57 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎選挙第1号

○議長（長内伸一君） 日程第12、選挙第1号 選挙管理委員及び同補充員の選挙についてを議題といたします。

本年7月16日をもって選挙管理委員及び同補充員の任期が満了となります。定数は、選挙管理委員4名、同補充員4名であります。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において選考し、指名することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において当選人を指名することに決しました。

選挙管理委員には千田重光君、松本晃君、畠山政明君、小山内登君、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました千田重光君、松本晃君、畠山政明君、小山内登君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

続いて、選挙管理委員補充員には、第1順位、田中文夫君、第2順位、関義克君、第3順位、渡邊幸男君、第4順位、富田るみ君、以上の方を指名します。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました第1順位、田中文夫君、第2順位、関義克君、第3順位、渡邊幸男君、第4順位、富田るみ君、以上の方が順序のとおり選挙管理委員補充員に当選されました。

◎意見案第1号

○議長（長内伸一君） 日程第13、意見案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

1番、菊地敏法君。

○1番（菊地敏法君） 意見案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提案理由の説明を申し上げます。

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要があります。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものであります。

北海道では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、さまざまな取り組みを進めてきたところであります。

人工林資源が本格的な利用期を迎える中、計画的な間伐や伐採後の着実な植林を一層進めるため、地方債の特例措置を継続するなど、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化の実現に向けて施策の充実・強化を図ることが必要であります。

よって、国においては、森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること、また間伐、植林、種苗生産等を着実に進めるため、「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」を延長し、同法に基づく森林整備事業の都道府県・市町村負担分の起債を可能とする地方債の特例措置を継続すること、そして森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取り組みや森林づくりを担う林業事業体や人材の育成に必要な支援措置を充実・強化することを強く要望するものであり、議員各位のご賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

なお、提出先につきましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣、以上であります。

○議長（長内伸一君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより意見案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、意見案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書は原案のとおり可決されました。

◎議案第53号

○議長（長内伸一君） 日程第14、議案第53号 令和2年度壮瞥町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（黒崎嘉方君） 令和2年第2回定例会に追加提出いたします議件は、議案第53号の1件であります。

議案第53号 令和2年度壮瞥町一般会計補正予算（第4号）について。

令和2年度壮瞥町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額39億3,447万9,000円に歳入歳出それぞれ2,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億5,447万9,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

事項別明細書、歳出から説明します。58ページになります。土木費、道路橋梁費、道路橋梁維持費で2,000万円の追加となります。道路橋梁維持経費になりますが、町道白水川線道路改修工事に係る工事請負費で2,000万円の追加となります。当該町道は、森林整備などの林業振興等に重要な路線となっておりますが、路肩が崩落し、通行に危険な状態であるため、復旧工事を実施するものであります。この工事につきましては、当初予算で設計委託料300万円、財源としては起債で270万円を計上しておりましたが、道と協議をしていく中で設計と工事を計画に位置づけることでより充当率の高い緊急自然災害防止対策事業債の活用が可能との助言を得て計画協議をしていたところ、このたび令和2年6月10日付で道から内報を得たことから、設計委託と工事を円滑に進めるため、当該補正を行うものであります。

歳入では、繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金で30万円の減額となります。

町債、町債、土木債で2,030万円の追加となります。町道白水川線道路改修事業に係る緊急自然災害防止対策事業債となります。

第1表、歳入歳出予算補正については、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略します。

55ページになります。第2表、地方債補正では、町道白水川線道路改修事業になります。が、限度額270万円を限度額2,300万円に変更するものであります。

以上が追加提出いたします議案の内容であります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第53号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第53号 令和2年度壮警町一般会計補正予算（第4号）については原案のとおり可決されました。

◎各委員会の所管事務調査について

○議長（長内伸一君） 日程第15、各委員会の所管事務調査についてを議題といたします。

各常任委員長から閉会中に所管事務調査を、議会運営委員長から閉会中に次期定例会までの会期日程等議会運営に関する事項について所管事務調査を実施したい旨、それぞれ申出があります。

お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長からの申出のとおり閉会中に所管事務調査を実施することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり閉会中に所管事務調査を実施することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長(長内伸一君) これにて本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。
よって、令和2年壮瞥町議会第2回定例会を閉会いたします。
(午後 1時12分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員